

神奈川県 鎌倉・逗子地域 循環型社会形成推進地域計画

鎌 倉 市
逗 子 市

平成 20 年 3 月 3 日
(平成 22 年 1 月 27 日変更)
(平成 23 年 1 月 19 日変更報告)
(平成 23 年 11 月 17 日変更承認)
(平成 26 年 1 月 10 日変更報告)

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	7
(4)	生活排水処理の目標	9
3	施策の内容	12
(1)	発生抑制、再使用の推進施策一覧	12
(2)	処理体制	19
(3)	処理施設等の整備	23
(4)	施設整備に関する計画支援事業	25
(5)	その他の施策	26
4	計画のフォローアップと事後評価	29
(1)	計画のフォローアップ	29
(2)	事後評価及び計画の見直し	29

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 鎌倉市、逗子市
面積 56.87 km²
人口 232,099 人(平成 20 年 10 月 1 日現在)

表 1 対象地域の内訳

市名	鎌倉市	逗子市	計
面積 (k m ²)	39.53	17.34	56.87
人口 (人)	173,439	58,660	232,099

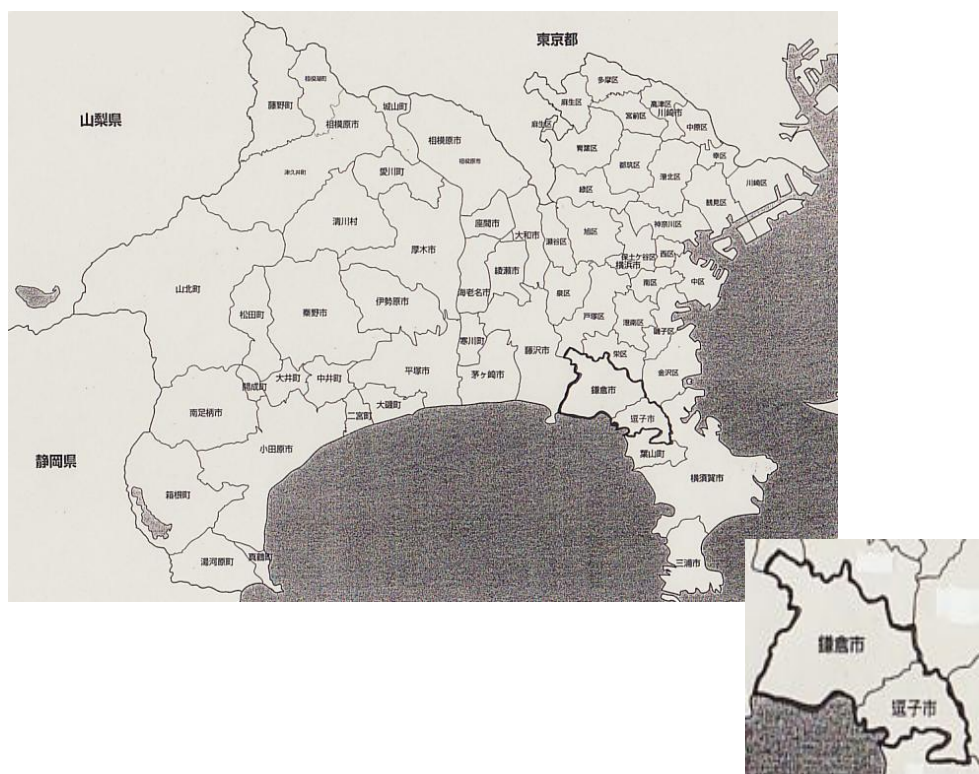


図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 背景

鎌倉市、逗子市で構成する鎌倉・逗子地域は、神奈川県南東部の三浦半島の基部に位置し、南側に面する海からの影響で、内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かいという温暖な気候に恵まれている。総面積は56.87㎢で、神奈川全域の約2.4%を占めている。

ごみ処理施設の状況をみると、鎌倉市に二つある焼却施設である名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター両焼却施設とも施設の老朽化が進んでいるためその対応が急務となっている。また現在、最終処分場には埋立を行っておらず、焼却残さはすべて溶融固化処理をしている。

また、逗子市でも唯一の焼却施設である環境クリーンセンターが、施設の老朽化が進んでいるためその対応が急務となっている。また、最終処分場の残余量もわずかとなっていることから、最終処分場の再構築も必要となっている。

イ 施策の方向

鎌倉市、逗子市の2市では、今後、各々老朽化している既存焼却施設（鎌倉市においては名越クリーンセンター、逗子市においては環境クリーンセンター）の10年を超える延命化を図るものとし、延命化工程及び延命化された焼却施設の稼働期間において、構成する2市の中で、各々可燃ごみの中の生ごみの資源化を図るなど、さらなるごみの減量化・資源化（溶融固化処理）を推進し、できる限り焼却施設や最終処分場への負荷の低減を図るよう努めるとともに、広域の焼却施設（新設）の整備に向け、その規模・機能、建設場所をはじめ、焼却ごみ質、収集運搬体制等の検討・調整のための協議を進めるものとする。

ごみの発生抑制、減量化・資源化の手法については将来の焼却処理の統合に向けた調整に努めるものとし、各々目標達成に向けた努力を行うほか、焼却施設以外の資源化施設等の整備についても将来的に広域化を目指し、協議を行う。

また、鎌倉市では生活排水による環境負荷の低減を図るための施策として合併浄化槽の普及を進めるものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

鎌倉・逗子地域の平成20年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。総排出量は、91,450トンであり、再生利用される「総資源化量」は38,507トン、リサイクル率は42.1%である。

中間処理による減量化量は、48,309トンであり、総排出量の54.7%が減量化されている。また、逗子市では2,863トンが埋め立てられているが、鎌倉市は埋立処分をしていない。

なお、中間処理量のうち、焼却量は55,983トンである。鎌倉市名越クリーンセンター(焼却施設)、逗子市環境クリーンセンター(焼却施設)では温水の場内利用を行っている。

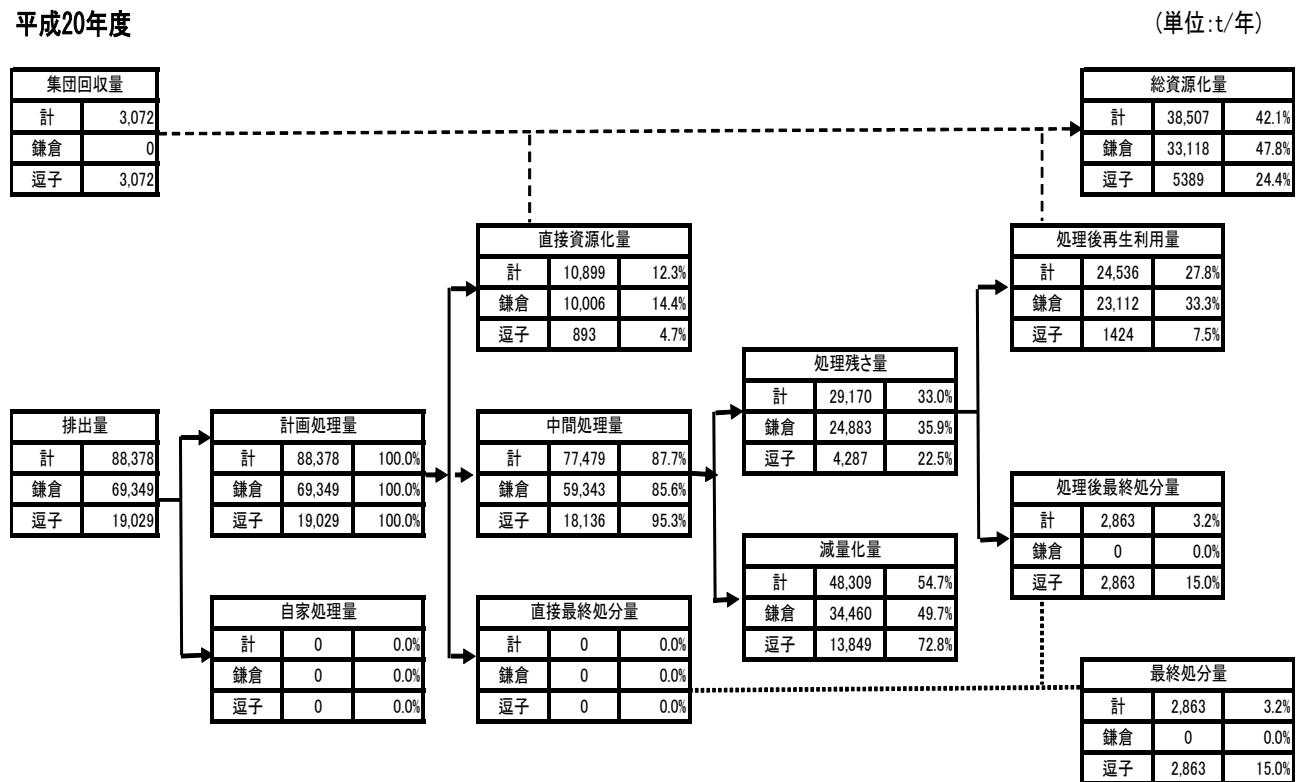


図2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

ア 鎌倉・逗子地域

平成 20 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 232,099 人であり、水洗化人口は 213,284 人、汚水衛生処理率は 91.9% である。

し尿発生量は 2,092 k1/年、浄化槽汚泥発生量は 4,112 k1/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は 6,204 k1/年である。

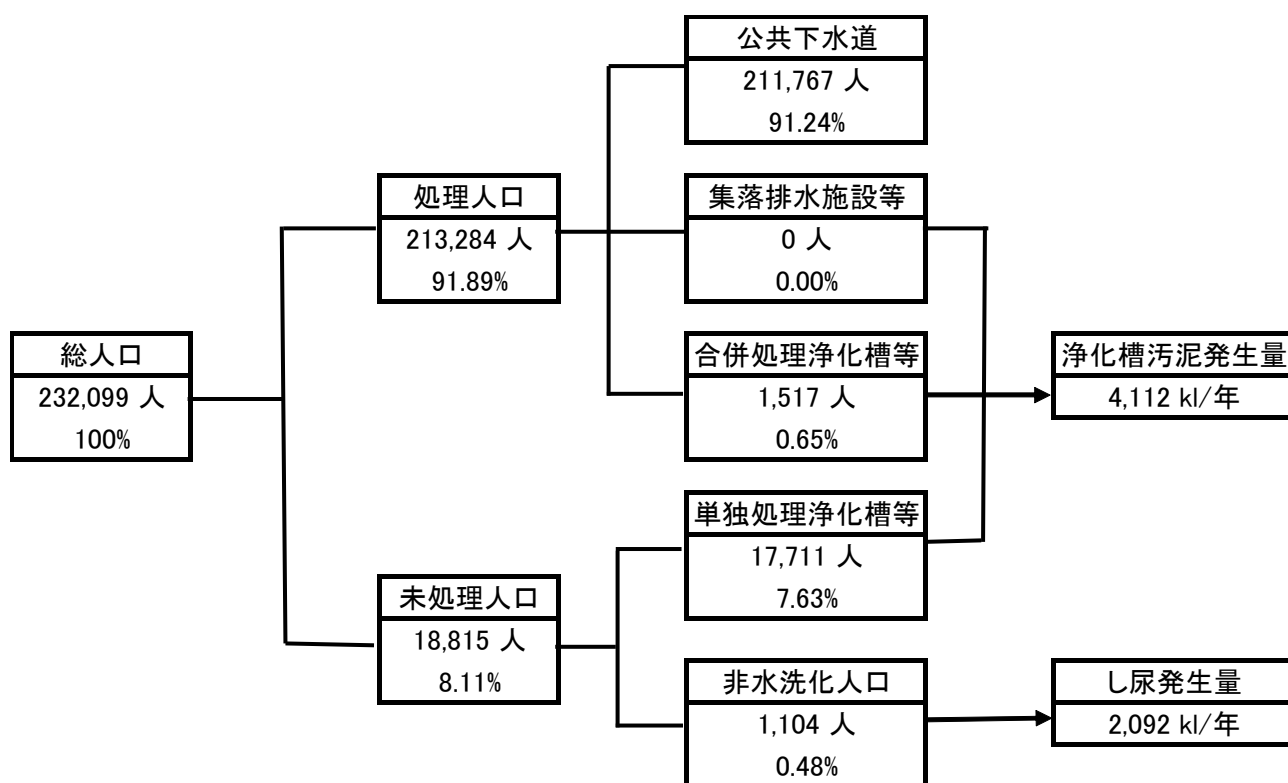


図 3 生活排水の処理状況フロー(鎌倉・逗子地区)

イ 鎌倉市

平成 20 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 - 1 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 173,439 人であり、水洗化人口は 155,630 人、汚水衛生処理率は 89.7% である。

し尿発生量は 1,658 kl / 年、浄化槽汚泥発生量は 3,973 kl / 年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 5,631 kl / 年である。

なお、市街化区域はすべて公共下水道の認可を取得し、整備しているところであるが、市街化調整区域については、一部、公共下水道の認可を取得し、公共下水道を整備する予定である。

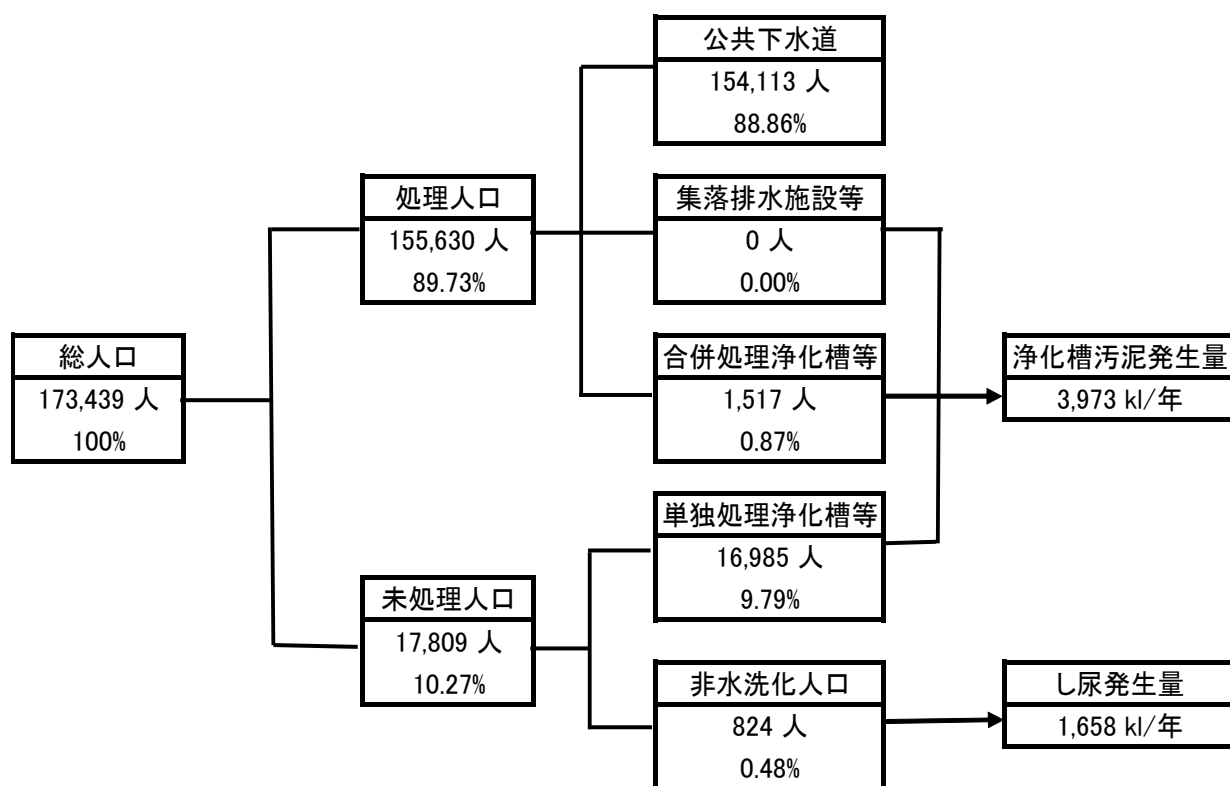


図 3 - 1 生活排水の処理状況フロー(鎌倉市)

ウ 返子市

平成 20 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 - 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 58,660 人であり、水洗化人口は 57,654 人、汚水衛生処理率は 98.3% である。

し尿発生量は 434 k1/年、浄化槽汚泥発生量は 139 k1/年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 573 k1/年である。

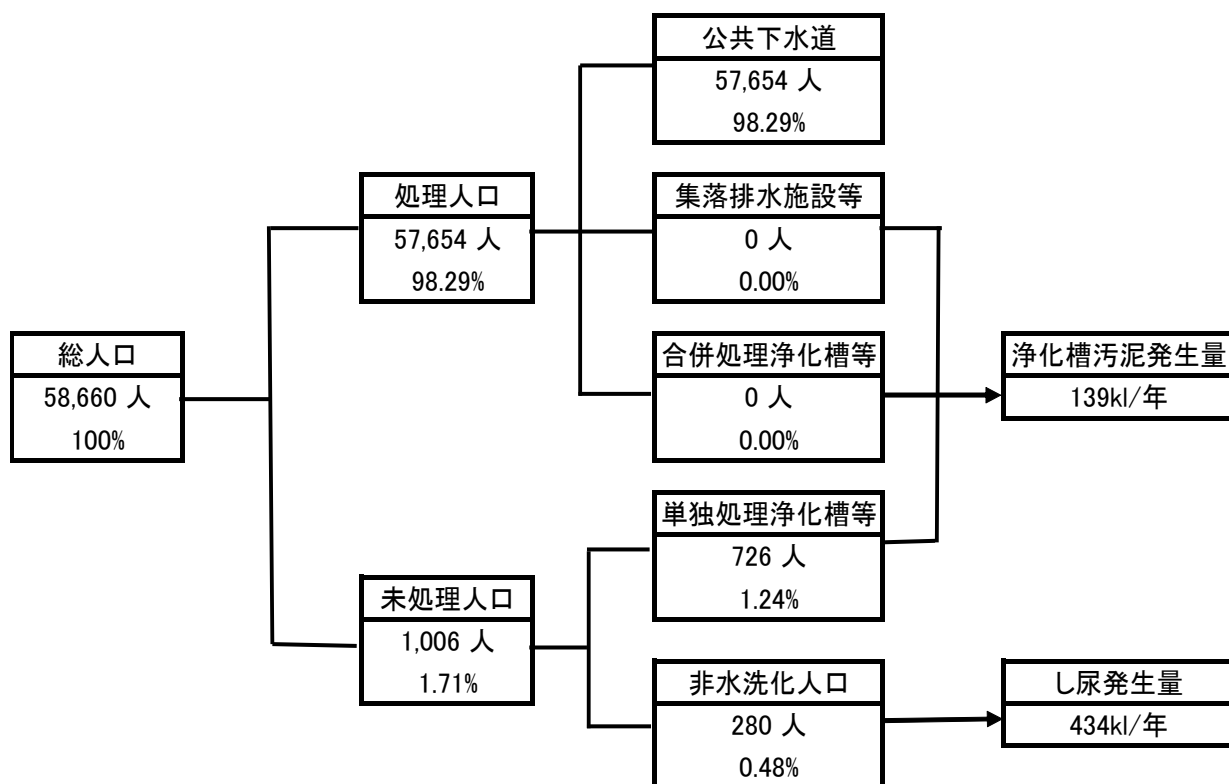


図 3-2 生活排水の処理状況フロー(返子市)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中は廃棄物の減量化・資源化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		参考(割合※1) (平成9年度)	現状(割合※1) (平成20年度)	目標(割合※1) (平成27年度)
排出量	事業系 総排出量	18,174 トン	22,858 トン	19,594 トン (-14.3%)
	1 事業所当たりの排出量※2	1.9 トン/事業所	2.1 トン/事業所	0.9 トン/事業所 (-57.1%)
	家庭系 総排出量	68,486 トン	65,520 トン	57,071 トン (-12.9%)
	1 人当たりの排出量※3	286.7 k g/人	175.3 k g/人	140.4 k g/人 (-19.9%)
合計	事業系家庭系排出量合計	86,660 トン	88,378 トン	76,665 トン (-13.3%)
再生利用量	直接資源化量	8,400 トン (9.6%)	10,899 トン (12.3%)	22,131 トン (28.9%)
	総資源化量	22,796 トン (26.3%)	38,507 トン (42.1%)	46,368 トン (60.5%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh	0 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	63,152 トン (72.9%)	48,309 トン (54.7%)	33,065 トン (43.1%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,304 トン (4.9%)	2,863 トン (3.2%)	443 トン (0.6%)

事業所数：8,569 事業所（平成20年事業所・企業統計調査より）

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

ただし、総資源化量については、リサイクル率で示す。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

平成27年度

(単位:t/年)

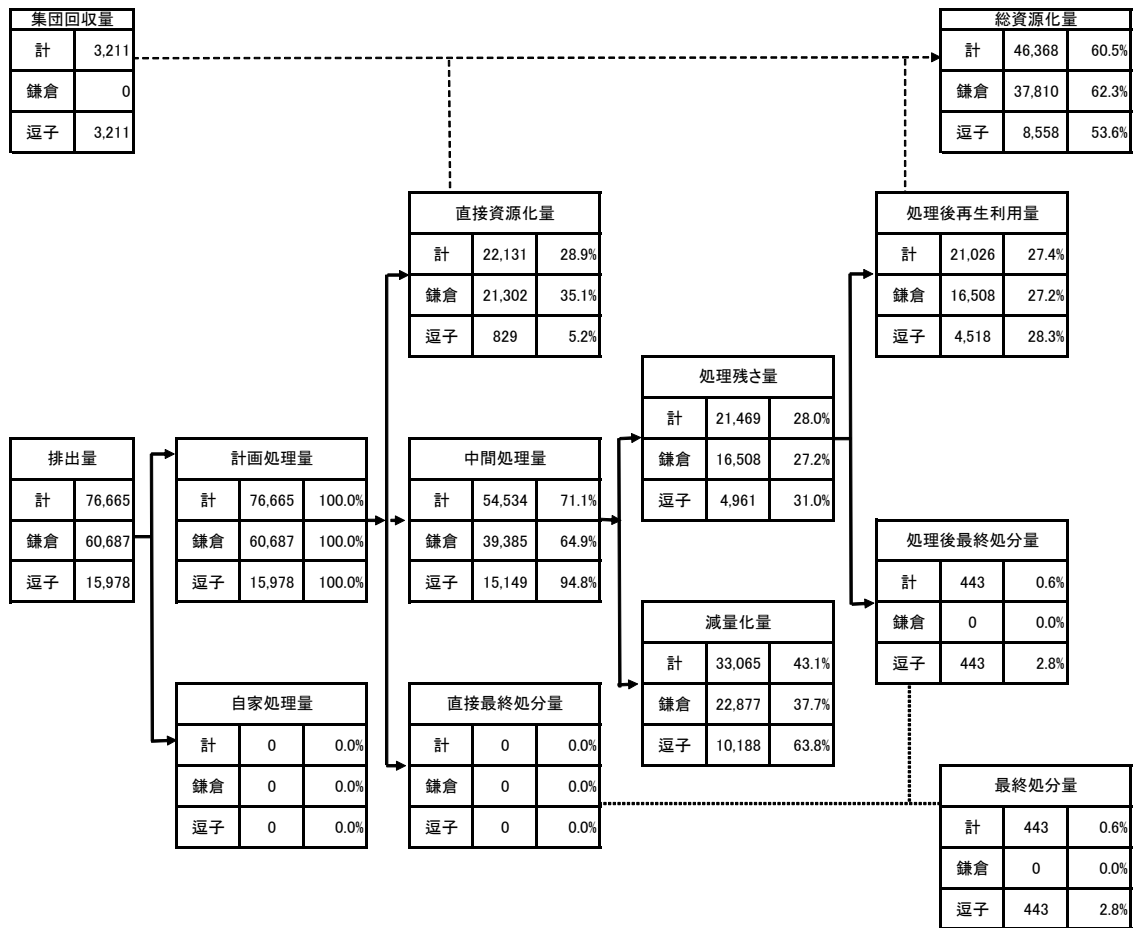


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

ア 鎌倉・逗子地域

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備及び公共下水道への接続を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標(鎌倉市・逗子市)

	区 分	平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	211,767 人 (91.24%)	212,779 人 (92.95%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0.00%)	0 人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	1,517 人 (0.65%)	1,209 人 (0.53%)
	未処理人口	18,815 人 (8.11%)	14,930 人 (6.52%)
	合 計	232,099 人	228,918 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,092 キロリットル	1,337 キロリットル
	浄化槽汚泥量	4,112 キロリットル	3,277 キロリットル
	合 計	6,204 キロリットル	4,614 キロリットル

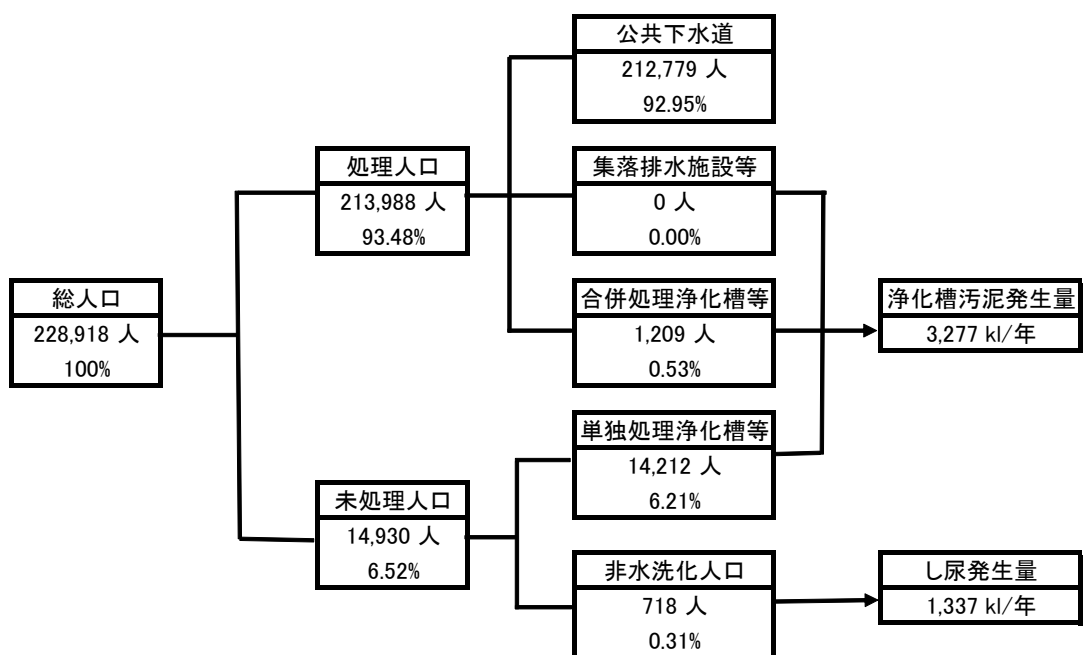


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(鎌倉市・逗子市)

イ 鎌倉市

生活排水処理については、表 3-1 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3-1 生活排水処理に関する現状と目標(鎌倉市)

	区 分	平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	154,113 人 (88.86%)	156,105 人 (91.01%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0.00%)	0 人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	1,517 人 (0.87%)	1,209 人 (0.71%)
	未処理人口	17,809 人 (10.27%)	14,206 人 (8.28%)
	合 計	173,439 人	171,520 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,658 キロリットル	1,081 キロリットル
	浄化槽汚泥量	3,973 キロリットル	3,155 キロリットル
	合 計	5,631 キロリットル	4,236 キロリットル

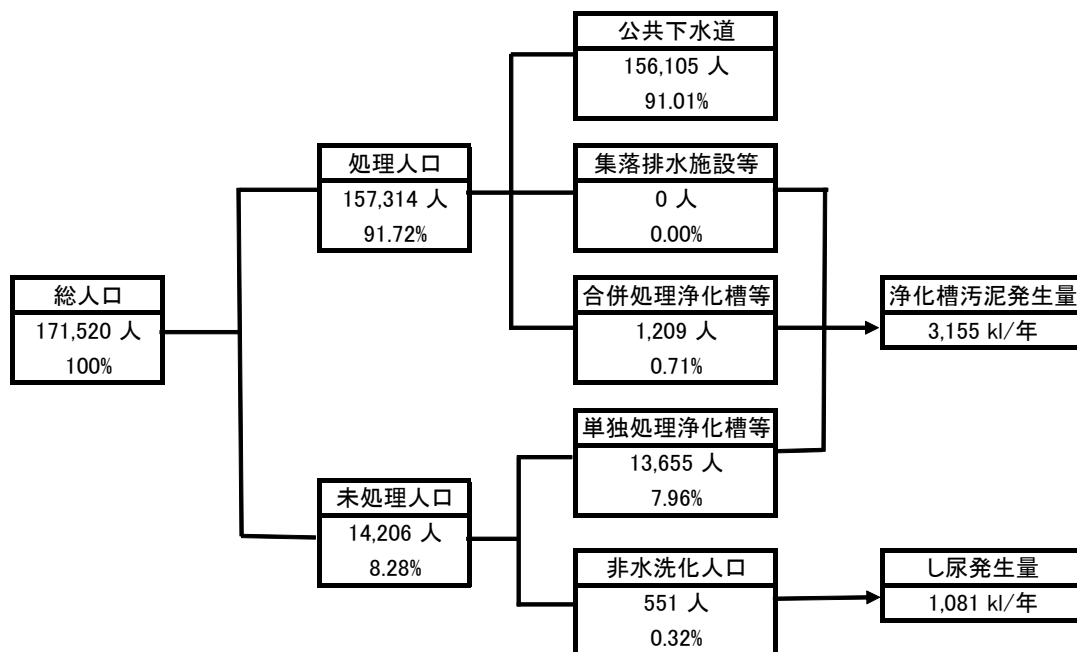


図 5-1 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(鎌倉市)

ウ 逗子市

生活排水処理については、表 3-2 に掲げる目標のとおり、公共下水道への接続を進めていくものとする。

表 3-2 生活排水処理に関する現状と目標(逗子市)

	区 分	平成 20 年度実績	平成 27 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	57,654人 (98.29%)	56,674人 (98.74%)
	農業集落排水施設等	0 (0.00%)	0 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	0 (0.00%)	0 (0.00%)
	未処理人口	1,006人 (1.71%)	724人 (1.26%)
	合 計	58,660 人	57,398 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	434 キロリットル	256 キロリットル
	浄化槽汚泥量	139 キロリットル	122 キロリットル
	合 計	573 キロリットル	378 キロリットル

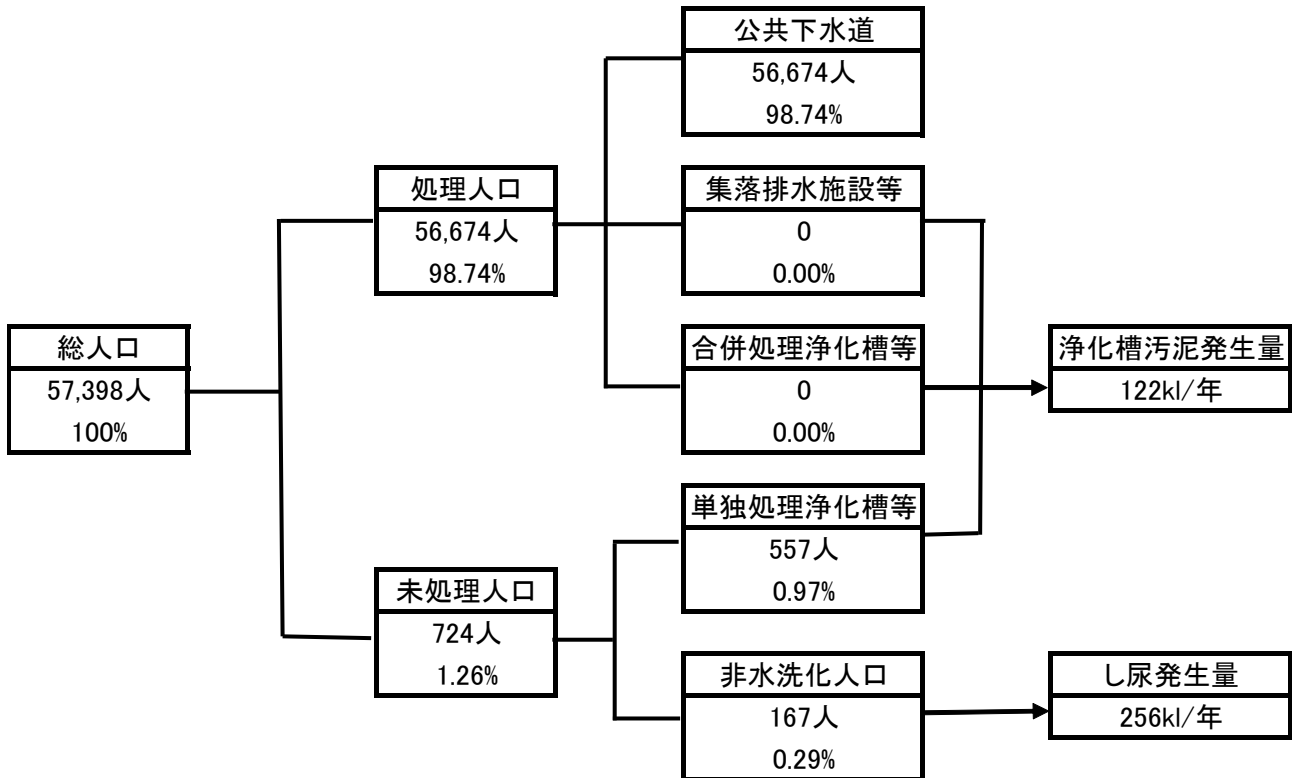


図 5-2 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(逗子市)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進施策一覧(鎌倉市)

区分	事業名等	事業内容
キャンペーン・イベント等	① ごみダイエット展の開催	<p>ごみの発生抑制、減量化・資源化、容器包装プラスチック分別等の啓発パネルの掲出、リーフレット、チラシの配布及び生ごみ堆肥化容器等の展示普及を市庁舎、行政センターなどで定期的に開催している。</p> <p>平成 20 年度は 349 日開催した。平成 23 年度も開催を予定している。</p>
出版物等による啓発	① 情報紙の発行	<p>ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などを周知させるため、情報紙を自治・町内会、公立小中学校、スーパーマーケットなどに配布している。</p> <p>平成 20 年度は隔月発行（280,000 部）、平成 23 年度は 4 回発行（160,000 部）する予定である。</p>
	② 広報紙及びホームページによる情報提供	<p>広報紙及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などの最新情報を提供している。</p> <p>平成 20 年度は広報紙の発行とホームページの掲載回数が 50 回、平成 23 年度も掲載の見込みである。</p>
説明会等による啓発	① ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	<p>自治・町内会や各種団体が主催する意識啓発のための説明会に職員を派遣し、「いつでも、どこでも、何度でも」をキャッチフレーズに啓発に取り組んでいる。</p> <p>平成 20 年度は 39 回（1,730 人）実施した。平成 23 年度も実施を予定している。</p>
	② 施設見学会の開催	<p>市のごみ処理の取り組みを、より一層市民に理解を深めてもらうために、自治町内会からの申出により、市内のごみ処理施設の見学会を開催している。</p> <p>平成 20 年度は 8 回（160 人）開催した。平成 23 年度も開催を予定している。</p>
	③ 環境教育（幼稚園及び保育園の園児対象）の実施	<p>要望のあった幼稚園及び保育園の園児を対象に、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、循環型社会形成推進のための入門編として環境教育を実施している。</p> <p>平成 20 年度は 19 園（1830 人）を対象に実施した。平成 23 年度も実施を予定している。</p>
	④ 環境教育（小学校 4 年生対象）の実施	<p>市内の公立小中学校の全児童を対象に、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、循環型社会形成の初級編として環境教育を実施している。</p> <p>平成 20 年度は 10 校（684 人）実施した。平成 23 年度も実施を予定している。</p>

家庭系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	① クリーンステーションにおける排出指導	<p>分別状態の悪いクリーンステーション周辺の家庭を訪問し、戸別に排出指導を実施している。</p> <p>平成 20 年度は 10 箇所のクリーンステーションを対象に 106 世帯に対して実施し、平成 23 年度も実施する予定である。</p>
	② 資源物拠点回収箱の設置	<p>収集日以外でも資源物（新聞、雑誌、段ボール）を排出できるよう、市役所及び 4 行政センターなどに拠点回収箱を設置している。（7 箇所設置）</p>
	③ 資源物の毎週収集の実施	<p>市民の利便性の向上と資源物の回収率の向上のため、カン・ビン、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、紙類（新聞、雑誌、段ボール、ミックスペーパーなど）、布類を平成 16 年 2 月から毎週 1 回収集している。</p>
	④ リサイクル啓発事業の業務委託	<p>廃棄物の減量化、資源化及び処理についての情報の収集及び提供、研修会等の開催などの業務を委託（平成 18 年度からは NPO 法人「鎌倉リサイクル推進会議」）している。</p>
	⑤ 資源化品目の拡大（竹・笹・シュロ、紙おむつ）	<p>これまで焼却していた竹・笹・シュロを平成 23 年から植木剪定材として資源化し、平成 24 年度から紙おむつを資源化する予定である。</p>
	⑥ リユース食器の利用助成制度	<p>自治・町内会や市民活動団体などが開催する行事等におけるリユース食器の利用を促進するため、平成 23 年度にレンタル費用に対する補助制度を創設し、利用促進を図る予定である。</p>
生ごみの減量化	① 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費助成制度	<p>一般家庭における生ごみの自己処理を促すことで、生ごみの減量化及び資源化を図っている。生ごみ堆肥化容器等の購入者に対しては購入費の一部を助成している。</p> <p>平成 20 年度は 337 台助成し、平成 23 年度は 1,840 台の助成を見込んでいる。</p> <p>また、助成制度は平成 2 年度から実施しているが、通算で 16,673 台（平成 22 年度末時点）助成している。</p>
	② 市立小学校の生ごみ堆肥化処理機設置事業	<p>事業所の一つである小学校が自らの責任で給食残さ（調理原料、食べ残し等）を適正に処理し、廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めている。</p> <p>平成 20 年度は 81 トン処理し、平成 23 年度は 78 トンの処理を見込んでいる。</p>

	<p>③ 市営住宅の生ごみ堆肥化処理機設置事業</p>	<p>市営住宅に生ごみ堆肥化処理機を設置し、集合住宅等における生ごみ堆肥化処理の手法を研究、検証している。生ごみ堆肥化処理機を使うことで一般家庭での生ごみの自己処理を促し、生ごみの減量化及び資源化を図っている。</p> <p>平成 20 年度は 2 トン処理し、平成 23 年度は 1 トンの処理を見込んでいる。</p>
	<p>④ 市役所の生ごみ堆肥化処理機設置事業</p>	<p>事業所の一つである市役所が自らの責任において生ごみを適正に処理することにより、減量化に努めている。</p> <p>平成 20 年度は 2 トン処理し、平成 23 年度も 2 トンの処理を見込んでいる。</p>
	<p>⑤ モデル地域における生ごみ処理機設置事業</p>	<p>平成 23 年度から市内のモデル地域を対象に、生ごみ堆肥化容器等を無償貸与し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことで、生ごみの減量化及び資源化を図る予定である。</p>
	<p>⑥ 地域等における生ごみ処理機設置事業</p>	<p>平成 23 年度から市内の一部の自治・町内会等を対象に、大型生ごみ堆肥化処理機を無償貸与し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことで、生ごみの減量化及び資源化を図る予定である。</p>
<p>自主的な取り組みの促進</p>	<p>① 3 R 推進事業奨励金交付制度</p>	<p>自治・町内会が行うごみの発生抑制、減量化及び資源化に係る勉強会やイベント、定期的なごみの分別・排出の啓発、指導等の活動に対し、奨励金を交付している。</p> <p>平成 20 年度は 439 事業に対し奨励金を交付し、平成 23 年度も 504 事業に対する奨励金の交付を見込んでいる。</p>
	<p>② 廃棄物減量化等推進員制度</p>	<p>自治・町内会や商店会に、市民、事業所、市のパイプ役として、また、ごみの発生抑制等に関する地域社会のリーダーとして「廃棄物減量化等推進員」を配置している。</p> <p>平成 20 年度は 205 名に委嘱し、平成 23 年度は 191 名に委嘱している。</p>

事業系ごみの減量化・資源化の促進	① クリーンセンターにおけるピット前調査の実施	<p>クリーンセンターに搬入される事業系の燃やすごみの分別状況を確認するとともに、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者（許可業者）の収集作業員自身による混入物除去と契約事業所への排出指導を推進するため、ピット投入時に検査し、分別の悪いものについては指導し、是正させている。</p> <p>平成 20 年度は 20 回実施し、平成 23 年度も実施を予定している。</p>
	② 許可業者と連携した事業系ごみ減量化、資源化の取り組み	<p>市内の事業系ごみの収集運搬を担当している許可業者に対し、本市のごみ減量化、資源化の取り組みについて説明するとともに、許可業者を通じて事業者への周知を図っている。</p> <p>平成 20 年度は 12 回の会合を行い、平成 23 年度も 12 回の会合を予定している。</p>
	③ 減量化及び資源化計画書の提出の義務付け	<p>事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者（1月に3トン以上の一般廃棄物を積算期間（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ）継続して発生させた事業者又は積算期間内に40トン以上の一般廃棄物を発生させた事業者）に対しては、適切な処理、処分を行うために廃棄物管理責任者を選出させるとともに一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書の提出を義務付けている。</p> <p>平成 20 年度は 48 事業所から提出され、平成 23 年度も 51 事業所から提出された。</p>
	④ 3R推進セミナーの開催	<p>「事業活動により発生するごみをどのように処理するか、事業活動を通じてごみの発生抑制にどのような形で貢献できるか」をテーマにしたセミナーを開催している。</p> <p>年1回の開催で、平成 20 年度はスーパーの取り組み事例の紹介などをテーマに行った。参加者は事業所 24 名であった。</p> <p>平成 23 年度も開催する予定である。</p>
	⑤ 事業者への協力要請	<p>職員が事業者を戸別訪問し、一般廃棄物の発生抑制及び減量化、資源化の促進と適正処理に対する協力要請を行っている。</p> <p>平成 20 年度は 48 事業所に対して協力要請を行った。平成 23 年度も 51 事業所に対して協力要請を行う予定である。</p>

	⑥ 「かまくらエコアクション 21」の実施	趣旨は環境省のエコアクション 21 と同様であるが、アドバイザーを市から無料で派遣したり、参加・登録も無料で行うことができることが特徴で、市内事業者の環境マネジメントの普及を目的としている。
	⑦ 事業所における生ごみ処理機設置事業	平成 23 年度から一部事業所を対象に、大型生ごみ堆肥化処理機を無償貸与し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことで、生ごみの減量化及び資源化を図る予定である。
	⑧ 資源化品目の拡大	これまで焼却していた量、木質廃材、紙おむつについて平成 24 年度から資源化を図る予定である。
総合的な取り組み	① 「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現	「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、市が連携・協働して 3R を推進し、廃棄物の焼却量や埋立てによる最終処分を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指している。
	② ごみ処理手数料の適正化	家庭系ごみについては排出量に応じた負担の公平化の視点などから有料化を検討している。
	③ 声かけふれあい収集	日々のごみ出しに支障がある高齢者等の負担を軽減するとともに、ごみ収集に当たる市職員が一声かけることで安否を確認している。ごみの適正収集と福祉の推進に寄与することを目的としている。 平成 23 年 3 月末現在 450 世帯 561 人が対象となっている。
	④ 家庭の燃やすごみ等の戸別収集	燃やすごみ等の戸別収集を実施することで、排出者が明確になることによる意識の向上と個別指導による分別の促進、クリーンステーションにおける市民の管理負担の軽減、高齢者等への排出時の負担軽減等を図るため、平成 25 年 10 月からの全市実施を目指している。
	⑤ 家庭系ごみの有料化	ごみの発生抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、平成 26 年度からの実施を目指している。
	⑥ (仮) 鎌倉のごみの未来を考え行動する市民会議	市民、事業者、行政が一丸となって、ごみ問題を考え行動することを目指す推進組織を平成 23 年度から設置していく予定である。

(1-2) 発生抑制、再使用の推進施策一覧(逗子市)

区分	事業名等	事業内容
キャンペーン・イベント等	① 環境展の開催	ごみの発生抑制、減量化・資源化、容器包装プラスチック分別等の啓発パネルの掲出、リーフレット、チラシの配布及び生ごみ堆肥化容器等の展示普及を市庁舎で年1回開催している。
出版物等による啓発	① 「CUZ (キューズ)」の発行	ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などを周知させるため、「CUZ」を各家庭、事業所などに配布している。
	② 広報紙及びホームページによる情報提供	広報紙及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などの最新情報を提供している。
説明会等による啓発	① ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	自治会町内会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を要請により随時実施している。
	② 施設見学会の開催	本市のごみ処理の取り組みを、より一層市民に理解を深めてもらうために、自治会町内会、市民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催している。
	③ 環境教育(小学校4年生対象)の実施	市内の公立小学校の全児童を対象にごみ処理施設の見学を実施し、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施している。
家庭系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	① 不用品交換制度の実施	家庭で使用しなくなった物の情報を庁舎内に案内板を設置して、必要とする人へ提供している。
	② ごみ減量化・資源化協力店制度の実施	簡易包装の推進を含め、ごみ減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定し、ごみ減量化・資源化を推進している。
	③ 資源回収奨励金制度の実施	資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等が回収した古紙等の資源物について、奨励金を交付している。
	④ 廃棄物減量等推進員制度	市民、事業所、市のパイプ役として、また、ごみの発生抑制等に関する地域社会のリーダーとして「廃棄物減量等推進員」を配置している。
	⑤ 資源物の毎週収集の実施	資源化推進を図るため、びん、缶、容器包装プラスチック、ペットボトル、紙・布類を週1回(紙・布類の集団回収地域ではそれぞれの指定日)収集している。
生ごみの減量化	① 生ごみ処理容器等購入費助成事業	生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をしている。

生ごみの減量化	② 市立小学校の生ごみ処理機設置事業	小学校が自らの責任で給食残さ（調理原料、食べ残し等）を適正に処理し、廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めている。
	③ 大型生ごみ処理機購入助成事業（新規事業として計画）	集合住宅等共同で生ごみ処理を行う団体に対して、大型生ごみ処理機購入費の助成を行い、地域でのごみの減量化・資源化に対する意識の向上につなげ、併せて自主的な取り組みを支援する。
	④ 市営住宅の大型生ごみ堆肥化処理機設置事業	市営住宅に大型生ごみ処理機を設置し、集合住宅地等における生ごみ堆肥化処理の調査を行ってきたが、大型生ごみ処理機購入助成の事業化に合わせ、設置事業として継続使用していく。
資源回収の推進	① 資源化品目の拡大と拠点回収の実施（新規に計画）	市民の資源化の利便性を考慮し、試験的に平成 22 年度から公共施設で廃蛍光管、廃食用油等の拠点回収を実施し、順次回収拠点を増やしていく計画である。
自主的な取り組みの促進	① 市民グループへ支の援・助成事業	市民の自主的な学習会やリサイクル活動、啓発事業等に対する支援
事業系ごみの減量化・資源化の促進	① 事業系ごみの適正処理に向けた処理ルールの見直し	事業活動に伴って生じた廃棄物の処理原則に則り、事業系ごみの排出ルールの見直しを行うとともに、処理手数料の適正化を図り、発生抑制、分別徹底への取り組みを推進する。
	② 減量化及び資源化計画書の提出の義務付け	事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者（ごみ：1 日平均排出量 50 キログラム以上、粗大ごみ：1 回の排出量 100 キログラム以上、その他市長が認める一般廃棄物：1 回の排出量 100 キログラム以上）に対しては、適切な処理、処分を行うために一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書の提出を義務付けている。
総合的な取り組み	① 家庭ごみ処理の有料化	ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点から、家庭ごみ処理の有料化について検討を進める。
	② ふれあい収集	ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に戸別収集「ふれあい収集」を行い、職員がごみ収集と戸別収集先の方々の安否確認を行っている。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

2市では、焼却施設や最終処分場で、それぞれの課題を抱えているため、これまでも各々分別排出の徹底やリサイクルの推進などの啓発を行い、ごみの減量化や資源化に成果を上げている。分別区分については異なる点も見られるが、今後、広域処理への移行に当たっては、広域の処理対象となる焼却ごみの質についての調整を図っていく。

鎌倉市では家庭系ごみについては、平成9年度から本格的に資源物の分別収集を開始した。平成12年11月からはペットボトルの分別収集、平成16年2月からは資源物の毎週収集、平成17年10月からは容器包装プラスチックの分別収集、平成19年4月からは廃食用油の分別収集を実施してきた。資源物については、現在、飲食用カン・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、紙類、布類、廃食用油に分別し処理を行っている。

燃えないごみや粗大ごみからは鉄類、アルミ、銅等の金物類やプリント基板などの有価物を選別して資源化するとともに、粗大ごみの木製家具は一部再使用したり、チップ化して固形燃料として再利用している。危険・有害ごみの乾電池・蛍光灯からは、鉄、亜鉛、マンガン、水銀などの金属類やソーダガラス、蛍光粉を回収し資源化している。

ごみの焼却により発生した焼却残さは、平成12年度から複数の民間事業者へ熔融固化処理の委託を行っている。熔融固化処理で生成された熔融スラグは、再生品として道路路盤材などに活用するなど、減量化、資源化に積極的に取り組んでいる。

今後も引き続き市民、事業者、行政が連携・協働して更なるごみの3Rを進め、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェストかまくら」の実現を目指していく。

また、焼却ごみの処理については老朽化が進んでいる焼却施設の延命化を図ることにより安定した処理体制を構築するとともに、環境負荷の軽減に努めていく。

逗子市では、家庭系ごみは現在8区分に分別し、焼却及び破碎・選別等の中間処理を行い資源化を行っている。なお、紙・布類については直接資源化を行っている。

今後、生ごみの減量化を目的に、集合住宅等共同で生ごみ処理を行う団体に対して、大型生ごみ処理機購入費の助成を行う計画である。

中間処理施設については、焼却施設及び粗大ごみ処理施設が稼働後27年以上が経過し老朽化が進んでおり、更新の時期に来ているが、生ごみの処理システムが整備された後にごみ処理全体のシステムを見直す計画である。したがって、それまで現施設を整備し延命化を図る計画である。

最終処分場については、21年度末には残余容量がなくなることから嵩上げによる対策を行うとともに、その後転圧による延命化を検討中である。また、対策により確保した容積をより長く使用するため、焼却灰及びあき缶・あきびん選別処理施設からの残渣については、業者委託による資源化を行う計画である。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

鎌倉市が処理する事業系ごみは、現在、燃やすごみと植木剪定材である。これらは市による収集・運搬を行っておらず、事業者が収集・運搬許可業者等に委託するなど自ら処理、処分を行っている。

今後、燃やすごみについては、多量排出事業所に、排出する生ごみを自ら資源化することに積極的に取り組んでもらうと同時に、飲食店等中小規模事業所には、市が取り組んでいく生ごみ等の資源化施策のために分別排出を徹底してもらい、排出量を抑制する計画である。

逗子市では、市が処理対象としている事業系ごみは、家庭系ごみに準じて処理を行っており、今後もその予定であるが、直接搬入量に占める割合の高い植木剪定枝については、資源化を推進する。

また、今後事業系廃棄物については、処理ルールの見直しを行うとともに、処理手数料の適正化を図り、排出量を抑制する計画である。

ウ 鎌倉市における今後の処理体制の要点と課題

(ア) 新たな処理技術の導入による資源化の推進

生ごみを資源化する施設については、生ごみと下水汚泥を混合メタン発酵処理する施設の検討を行ってきたが、市内に大規模な施設整備を行わず、民間のごみ資源化施設に処理委託を行うことや生ごみの堆肥化など小規模な施設による処理方策を検討し、併せて今後のメタン発酵技術の進歩や取り組み事例など、最新の技術動向の情報収集に努めるとともに調査研究を続けていく。

(イ) 既存焼却施設の延命化対策の実施

新たな施設整備まで少なくとも10年以上の期間を要することから、既存焼却施設の延命化工事を行う。

(ウ) 時代にあった収集体制の整備

高齢化社会の到来、ライフスタイルの多様化、クリーンステーションにおける近隣トラブル等に対応するため、一般家庭に対する戸別収集方式の導入を進める。

(エ) 民間事業者の活用

ごみ処理施設を市内に整備するための新たな用地を確保するのが極めて困難な現状を考慮し、現在の施設利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間のごみ資源化施設による処理委託を活用するなど、様々な角度からの検討を行う。

(オ) 資源化の推進

現在、市民の協力により全国的に高い資源化率に達しているが、焼却量をさらに削減するため、市民の分別品目を増やすことなく資源化品目の拡大を図る必要がある。

(カ) 生活排水処理

生活排水処理に関して、人家等が存在する地域の全てを公共下水道により処理することを目指す。また、現況で生活雑排水の未処理放流を行っている汲み取り及び単

独浄化槽世帯については、さらには公共下水道への接続を図っていくとともに、合理的な処理体制を形成するため、合併浄化槽による処理への切り替えの推進に努める。

エ 逗子市における今後の処理体制の要点と課題

(ア) 資源化品目の拡大

従来から行っている資源化品目に、新たに直接搬入ごみに占める割合が高い植木剪定枝をはじめ廃食用油、廃蛍光管等の資源化を進める。

また、焼却残渣、破碎残渣の資源化について、最終処分場の延命化につながることから、その資源化についても検討していく。

(イ) 拠点回収

資源化を推進するため、市民の資源化の利便性等を考慮し拠点回収を進める。

(ウ) 既存ごみ焼却施設の延命化対策の実施

新たな施設整備まで少なくとも10年以上の期間を要することから、既存焼却施設の延命化工事を行う。

(エ) 既存最終処分場の延命化対策の実施

既存最終処分場の使用期間を従来の埋立量ベースで平成29年度まで延命化を図りつつ、極力長く使用できるよう、ごみの減量化・資源化をいっそう進め最終処分量の削減に努める。

また、市域内に最終処分場を新たに整備することの可能性は検討しつつ、延命化対策によって得られた空間を最大限活用するため、焼却残渣等の資源化を実施する。

表4 鎌倉市・逗子市の区分別と処理方法の現状と今後

現状(平成 20 年度)							
鎌倉市				逗子市			
区分別	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	区分別	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃やすごみ	焼却 (残さ→溶融)	市施設	37,787	燃やすごみ	焼却	市施設	14,784
—	—	—	—	—	—	—	—
燃えないごみ 危険・有害ごみ	リサイクル 焼却 (残さ→溶融) 溶融(不燃残さ)	市施設 (選別等は委託)	1,417	不燃ごみ	リサイクル 焼却	市施設	604
使用済食用油	リサイクル	委託	36	—	—	—	—
植木剪定材	リサイクル	委託	11,065	—	—	—	—
飲食用カン・ビン	リサイクル	市施設	2,288	あき缶・あきびん	リサイクル	市施設	845
ペットボトル	リサイクル	委託	474	ペットボトル	リサイクル	市施設	186
容器包装 プラスチック	リサイクル	委託	2,211	容器包装 プラスチック	リサイクル	市施設	873
紙類	リサイクル	委託	8,507	紙類	リサイクル	委託	3,845
ミックスペーパー	リサイクル	市施設 (選別等は委託)	2,728	ミックスペーパー	リサイクル	委託	
布類	リサイクル	委託	962	布類	リサイクル	委託	
粗大ごみ	リサイクル 焼却 (残さ→溶融) 溶融(不燃残さ)	市施設	363	粗大ごみ	リサイクル 焼却	市施設	951
—	—	—	—	乾電池	リサイクル	委託	4
—	—	—	—	—	—	—	—

今後(平成 27 年度)									
鎌倉市					逗子市				
区分別	処理方法		処理施設等	処理実績(トン)	区分別	処理方法		処理施設等	処理実績(トン)
燃やすごみ	焼却	残さ→溶融	市施設	24,228	燃やすごみ	焼却	残さ→資源化	市施設	11,186
生ごみ	リサイクル	堆肥化	委託	4,370	—	—	—	—	—
燃えないごみ 危険・有害ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設 (選別等は委託)	928	不燃ごみ	リサイクル 焼却 埋立	資源物:資源化 可燃物:残さ→焼却 不燃残さ:破砕→埋立	市施設	534
使用済食用油	リサイクル	売却	委託	38	使用済食用油	リサイクル	—	委託	6
植木剪定材	リサイクル	破袋・破砕→資源化	委託	11,679	植木剪定材	リサイクル	—	委託	1,217
飲食用カン・ビン	リサイクル	選別→圧縮→売却	市施設	2,093	あき缶・あきびん	リサイクル	選別→圧縮→売却	市施設	779
ペットボトル	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	480	ペットボトル	リサイクル	圧縮・梱包→売却	市施設	187
容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	委託	2,157	容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	市施設	756
紙類	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	7,820	紙類	リサイクル	—	委託	3,801
ミックスペーパー	リサイクル	圧縮・梱包→売却	市施設 (選別等は委託)	2,787	ミックスペーパー	リサイクル	—	委託	
布類	リサイクル	選別→売却	委託	940	布類	リサイクル	—	委託	
粗大ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設	368	粗大ごみ	リサイクル焼却埋立	資源物:資源化 可燃物:残さ→焼却 不燃残さ:破砕→埋立	市施設	939
直接搬入ごみ	リサイクル 焼却	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設 (選別等は委託)	2038	廃乾電池	リサイクル	—	委託	4
その他(布団、紙 おもつ、畳、木質 廃材)	リサイクル	資源物:資源化	市施設 委託	760	廃蛍光管	リサイクル	—	委託	10

※ ミックスペーパー:紙類のうち紙バック、新聞紙、雑誌、ボール紙、段ボールを除いた紙類

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 交付対象事業として整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収推進施設	名越クリーンセンター延命化事業	150 t/日	鎌倉市	H24～H26
2	エネルギー回収推進施設	環境クリーンセンター延命化事業	140 t/日	逗子市	H23～H25
3	最終処分場	最終処分場延命化事業	埋立面積：7,950 m ² 埋立容積：50,880m ³	逗子市	H22～H24

(整備理由)

事業番号1 稼動後27年が経過し、今後新たな処理システムを整備するためには更に今後10年以上の期間が必要であり、その間現施設を支障なく稼動させるために基幹的設備改良を実施し、CO₂削減及び施設の延命化を図る。

事業番号2 稼動後27年が経過し、今後新たな処理システムを整備するためには更に今後10年以上の期間が必要であり、その間現施設を支障なく稼動させるために基幹的設備改良を実施し、CO₂削減及び施設の延命化を図る。

事業番号3 既存施設は平成21年度中に残余容量が無くなるため、現在嵩上げによる延命化を図っているが、24年8月までで残余容量が無くなる予定である。その後の施設整備等の検討のため期間が必要なため、既存施設の延命化を図る。

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画(鎌倉市)

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成20年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	0	25	43	H22～H26
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	0	25	43	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7-1のとおり計画支援事業を行う。

表7-1 実施する計画支援事業(事業番号2)

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	環境クリーンセンター基幹的設備改良事業に関する生活環境影響調査等(事業番号2)	生活環境影響評価調査 発注仕様書作成	H23

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7-2のとおり長寿命化計画策定支援事業を行う。

表7-2 実施する長寿命化計画策定支援事業(事業番号2)

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	環境クリーンセンター長寿命化計画策定事業業務委託(事業番号2)	長寿命化計画の作成 概算設計 など	H22

(5-1) その他の施策(鎌倉市)

ア 不法投棄対策

全市で30人委嘱しているまち美化推進員をはじめ、市民から通報を受け、不法投棄物の迅速な回収・処理を心がけ、新たな不法投棄の防止に努めるとともに、神奈川県と合同で年6回、山林や道路際、谷戸など不法投棄されやすい場所をパトロールしている。

また、不法投棄されやすい場所には防止看板を設置するなど防止策を講じている。平成20年度の発生件数は91件で、発生件数は年々減少している。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災及び風水害等の災害発生時における市民の生活環境の早期回復と環境衛生の確保を目指し、迅速かつ適正に災害時の廃棄物処理を行う体制を構築するため、平成19年5月に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」を策定した。

当該計画の中の「地震災害対策」では、南関東地震を想定し、地震災害に対する計画条件の設定と緊急時、復旧・復興時、平常時の対応を記載している。災害廃棄物等の対応方針として、避難所から排出される生活ごみ及び住民が在宅している世帯から排出される生活ごみについては、市及び市の委託業者が収集運搬を行い、市の焼却施設等で処理することを基本とするが施設の損壊及び収集運搬能力の程度により民間事業者への委託等を検討する。

避難所等に設置された仮設トイレのし尿は、市の委託業者及び浄化槽汚泥の収集運搬許可業者に収集を委託し、市のし尿処理施設に投入する。当該施設への投入に支障が生じた場合は、市の浄化センターに直接投入する。

建物内の清掃により発生する解体を伴わない粗大ごみ(非解体分)は、通常時の収集体制を基本として市の焼却施設等において処理する。通常時の対応が困難な場合は、申し込みによる戸別収集からステーション収集への一時的な変更等について検討する。建築物の解体を伴う粗大ごみ(解体分)は、本市の焼却能力に余裕がないと想定されることから、仮施設あるいは他市町村や民間事業者の施設で処理を行う。

建築物の解体撤去に伴うがれきの処理を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」等に基づき、国庫補助を受けて市の事業として実施する場合には、個人所有と中小企業所有の建築物の解体により発生するがれきの仮置場への受入、処理を行うことを市の対応範囲とする。国庫補助対象となる建築物の解体撤去は、所有者からの申請に基づき、解体撤去と仮置場への運搬を市が民間事業者に発注する。発生するがれきの再利用、再資源化をできるだけ推進するため、木くず、その他の可燃物、コンクリート塊、金属くず、その他不燃物とこれらに分類できない混合廃棄物の6分別に区分する。

生活ごみ及び粗大ごみ(非解体分)の最終処分については、災害時における発生量自体は大きな変化がないものと想定されることから、平常時と同様に民間事業者への委託により焼却残さ及び不燃残さを熔融固化処理する。解体分の粗大ごみの最終処分量は、約3,000 m³/年、がれきの最終処分量は、約373,000 m³/処理期間と試算しており、最終処分方法については、神奈川県及び社団法人神奈川県産業廃棄物協会等と連携を取りながら民間事業者に委託して実施する。

災害時に発生する解体分の粗大ごみとがれきの量を推計した結果、一時期に集中す

るため処理しきれない解体分の粗大ごみとがれきを一時保管するために必要となる仮置場面積は、43ha と想定される。市内に現時点で確保可能な仮置場は、深沢クリーンセンター敷地（駐車場）、笛田リサイクルセンター前広場・駐車場、鎌倉海浜公園坂ノ下地区、他6箇所の市内に分散した公共施設を想定しており、合計面積は、約14haである。現在不足している仮置場面積を補完するためには、建築物の解体スケジュールを調整することにより、早期に発生する膨大ながれきを平準化するとともに、迅速な仮設施設の設置や民間事業者、他自治体への処理委託を行うことにより仮置量が一時期に集中することを回避する。また、今後、市内の民間事業者の所有する施設を仮置場として一時的に使用することを検討する。

災害時の職員の配備については、災害廃棄物等処理計画に基づき、災害廃棄物等対策室を設置し、職員の被災状況等を勘案して新たに必要な人員を確保した上で体制の整備を行う。

「風水害対策」では、本市に大規模な被害をもたらした台風を想定し、風水害に対する計画条件の設定と緊急時、平常時の対応を規定している。

今後は、災害時の処理体制に関する職員への研修及び災害訓練を実施するとともに、最新の「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び「鎌倉市地域防災計画」等の改定に合わせ本計画の見直しをすすめる。

仮置場候補地リスト(平成20年3月現在)			
候補地(案)	面積 (㎡)	候補地(案)	面積 (㎡)
1 野村総合研究所跡地(駐車場)	1,000	6 鎌倉海浜公園坂ノ下地区	37,000
2 深沢地域国鉄跡地	44,000	7 市街地街区公園(5箇所)	27,605
3 深沢クリーンセンター(駐車場)	1,705	8 山崎浄化センター敷地	5,000
4 笛田リサイクルセンター前広場及び駐車場	2,900	9 鎌倉海浜公園水泳プール施設全域	18,074
5 鎌倉市最終処分場(5号地)	4,800		
合 計			142,084

ウ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機・衣類乾燥機）の処分方法については、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるため広報紙、ホームページ、資源物とごみの分け方・出し方に関するパンフレットなどで市民に周知している。

また、家電小売店で回収できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者のうち家電リサイクル券に対応可能な業者の情報を市民に提供している。

エ まち美化の推進

かながわ海岸美化財団と連携するボランティア団体の協力による海岸清掃、クリーンアップかまくら連絡会との協働で市内外多数の参加による「クリーンアップかまくら」全市一斉清掃の年2回の実施している。さらにボランティアの地域住民や企業等

が市と合同で道路や公園、海岸など一定の公共の場所を定期的に清掃活動を行うアダプト・プログラム制度等、市民の自主的な活動を支援している。

これまで路上喫煙マナーの向上に期待した取組から、平成 20 年 9 月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を公布し、散乱ごみの大半を占めてきた吸殻の散乱防止を強化した。

さらに、平成 20 年度からは落書きのないまちづくり行動計画に基づき、神奈川県、神奈川県警、東京電力等市内に工作物を所有する施設管理者と円滑な連携を図り、落書きの被害に迅速に対応し、まちの美化を推進している。

(5-2) その他の施策(逗子市)

ア 不法投棄対策

市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置する。特に悪質なケースについては、警察と協力して放棄者の摘発に努める。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国、県が行っており、市はこれらの機関と連携をとり防止対策を進める。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」に基づいて、県、周辺自治体のほか産業廃棄物協会、建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていくものとする。

ウ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

エ 環境美化対策

道路沿いの散乱ごみに対して、委託業者により定期的に回収をおこない環境美化に努めており、今後も継続して実施していく。

また、きれいで清潔な環境維持のため、空き缶、吸殻等の散乱を防止し、美化、清掃活動に努めることによって、良好な都市環境の形成を図ることを目的として「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」を平成 10 年に制定し、月 1 回の JR 逗子駅前及び夏期に逗子海岸でマナーアップキャンペーンを実施しており、今後も継続して実施していく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

[添付資料]

- ・ 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- ・ 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- ・ 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

- ・ 参考資料様式 2 施設概要（熱回収施設系）
- ・ 参考資料様式 3 施設概要（最終処分場系）
- ・ 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- ・ 参考資料様式 6 計画支援概要

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 21 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	鎌倉・逗子地域	(2) 地域内人口	232,099 人	(3) 地域面積	56.87 km ²
(4) 構成市町村等名	鎌倉市、逗子市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立 (予定) 年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標	
		平成 9 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 27 年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	18,174	22,477	23,672	23,895	23,048	23,574	22,858	19,594
	1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1.9	2.2	2.2	2.1	2.2	2.4	2.1	0.9
	家庭系 総排出量 (トン)	68,486	71,508	70,215	69,235	69,604	69,759	65,520	57,071
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	286.7	221.8	210.9	194.6	188.3	188.7	175.3	140.4
合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	86,660	93,985	93,887	93,130	92,652	93,333	88,378	76,665
再生利用量	直接資源化量 (トン)	8,400	23,645	23,675	25,764	27,050	26,060	10,899	22,131
	総資源化量 (トン)	22,796	37,094	37,845	42,099	42,705	40,907	38,507	45,256
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	0	0	0
減量化量	中間処理による減量化量	63,152	56,535	55,466	50,931	50,392	50,900	48,309	22,877
	(中間処理前後の差 トン)	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	4,304	3,359	3,911	3,609	2,962	3,062	2,863	443

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 1)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種類	事業主体	現 有 施 設 の 内 容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力〔単位〕	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年	処理能力〔単位〕	
マテリアルリサイクル施設 (資源化施設)	鎌倉市	名越クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 (破碎) (圧縮)	有	50 t / 日 1 t / 日	S57.2 S57.2	更新予定なし					
	鎌倉市	今泉クリーンセンター 粗大ごみ処理施設 (破碎) (圧縮)	有	50 t / 日 1 t / 日	S48.5 S48.5	更新予定なし					
	鎌倉市	笹田リサイクルセンター 資源化処理施設 カン・ビン (選別圧縮) ミックスペーパー (圧縮梱包)	有	20 t / 日 20 t / 日	H9.7 H9.7	更新予定なし					
ごみ焼却施設	鎌倉市	名越クリーンセンター (全連続、ストーカ)	有	150 t / 日	S57.2	更新予定なし					
	鎌倉市	今泉クリーンセンター (全連続、ストーカ)	有	75 t / 日	S48.5	H29.3 廃止予定	施設自体を廃止する予定				
最終処分場	鎌倉市	一般廃棄物最終処分場	有	10,713m ²	H7.2	H26.3 廃止予定	現在埋立は行っておらず、地権者へ土地を返却する。				
マテリアルリサイクル施設 (資源化施設)	逗子市	粗大ごみ処理施設	有	30t / 5h	S54.3	更新予定なし					
	逗子市	破碎・圧縮・選別施設									
	逗子市	破袋・選別施設 (缶・びん)	無	5 t / 5h	H6.11						
	逗子市	圧縮梱包 (ペットボトル)	有	1.15t / 8h	H11.9						
	逗子市	圧縮梱包 (容器包装プラ)	無	6.7 t / 8h	H16.10						
ごみ焼却施設	逗子市	連続燃焼式焼却炉	有	140 t / 24h	S56.10	更新予定なし					延命化
最終処分場	逗子市	サンドイッチ方式	有	7,950m ²	H4.3	更新予定なし					

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものの添付資料3を添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成27年度
総人口		228,351	229,147	231,226	231,863	232,099	228,918
公共下水道	汚水衛生処理人口	200,038	202,839	206,422	208,026	211,767	212,779
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	87.60%	88.52%	89.27%	89.72%	91.24%	92.95%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	121	132	2,246	1,754	1,517	1,209
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.05%	0.06%	0.97%	0.76%	0.65%	0.53%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	28,192	25,235	22,558	22,083	18,815	14,930

5 浄化槽の整備の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種類	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始月日	基数	処理人口	開始月日	
合併浄化槽	鎌倉市	880	1,517		25	43	H22	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 20 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規 模			総事業費(千円)								交付金対象事業費(千円)								備考		
						単位	開始	終了	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成		平成	
			20年度	21年度	22年度				23年度	24年度	25年度	26年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
○ごみ焼却施設に関する事業						6,402,815	0	0	0	32,000	1,426,000	3,053,126	1,891,689	4,917,804	0	0	0	22,816	1,031,088	2,092,127	1,771,773			
名越クリーンセンター基幹的整備改良事業	1	鎌倉市	150	t/日	H24	H26	3,202,815					50,000	1,261,126	1,891,689	2,636,204					50,000	814,431	1,771,773		
環境クリーンセンター基幹的設備改良事業	2	逗子市	140	t/日	H23	H25	3,200,000				32,000	1,376,000	1,792,000		2,281,600				22,816	981,088	1,277,696			
○最終処分に関する事業							129,350	0	0	7,350	24,400	97,600	0	0	129,350	0	0	7,350	24,400	97,600	0	0		
最終処分場再生事業	3	逗子市	50,880	m ³	H22	H24	129,350			7,350	24,400	97,600			129,350			7,350	24,400	97,600				
○浄化槽に関する事業							8,300	0	0	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	8,300	0	0	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	
浄化槽設置整備	7	鎌倉市	25	基	H22	H26	8,300			1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	8,300			1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							11,163	0	0	0	11,163	0	0	0	11,163	0	0	0	11,163	0	0	0		
環境クリーンセンター基幹的設備改良事業に関する生活環境影響調査等	31	逗子市			H23	H23	11,163				11,163				11,163				11,163					
○施設の長寿命化計画策定に係る事業							11,035	0	0	11,035	0	0	0	0	11,035	0	0	11,035	0	0	0	0		
廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	32	逗子市	140	t/日	H22	H22	11,035			11,035					11,035			11,035						
合 計							6,562,663	0	0	20,045	69,223	1,525,260	3,054,786	1,893,349	5,077,652	0	0	20,045	60,039	1,130,348	2,093,787	1,773,433		

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考	
					22年度	23年度		24年度	25年度	26年度				
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	15	生ごみの減量化	家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費助成制度	鎌倉市	H22	H26							H20 337台 助成 (通算 15,697 台助成)	
			家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費助成制度											
			市立小学校の生ごみ堆肥化処理機設置事業	鎌倉市	H22	H26								H20 81トン 処理
			市立小学校の生ごみ堆肥化処理機設置事業											
			市営住宅の生ごみ堆肥化処理機設置事業	鎌倉市	H22	H26								H20 2トン 処理
			市営住宅の生ごみ堆肥化処理機設置事業											
		16	自主的な取り組みの 促進	3R推進事業奨励金交付制度	鎌倉市	H22	H26							H20 439 事業に 交付
	3R推進事業奨励金交付制度													
	廃棄物減量化等推進員制度			鎌倉市	H22	H26								H20 205名 委嘱
	廃棄物減量化等推進員制度													
	クリーンセンターにおける ピット前調査の実施			鎌倉市	H22	H26								H20 20回 実施
	クリーンセンターにおけるピット前調査の実施													
		17	事業系ごみの減量 化・資源化の促進	許可業者と連携した事業 系ごみ減量化、資源化の 取り組み	鎌倉市	H22	H26							H20 12回 実施
	許可業者と連携した事業系ごみ減量化、 資源化の取り組み													
減量化及び資源化計画書 の提出の義務付け	鎌倉市			H22	H26								H20 48 事業所	
減量化及び資源化計画書の提出の義務付け														
3R推進セミナーの開催	鎌倉市			H22	H26								H20 1回 開催	
3R推進セミナーの開催														
事業者への協力要請	鎌倉市			H22	H26								H20 48 事業所	
事業者への協力要請														
かまくらエコアクション21 の実施	鎌倉市	H22	H26											
かまくらエコアクション21の実施														
事業所における生ごみ処理 機設置事業	鎌倉市	H23	H26									H23から 新規		
事業所における生ごみ堆肥化処理機設置事業														
資源化品目の拡大 (畳、木質廃材、紙おむつ)	鎌倉市	H23	H26											
資源化品目の拡大														

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考	
					22年度	23年度		24年度	25年度	26年度				
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	18	総合的な取り組み	「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現	鎌倉市	H22	H26		「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現						
			ごみ処理手数料の適正化	鎌倉市	H22	H26		ごみ処理手数料の適正化						
			声かけふれあい収集	鎌倉市	H22	H26		声かけふれあい収集					H20 447名	
			家庭の燃やすごみ等の戸別収集	鎌倉市									戸別収集	H25から 全市実施
			家庭系ごみの有料化	鎌倉市									有料化	H26から 実施
			(仮)鎌倉のごみの未来を考え行動する市民会議の創設	鎌倉市									市民会議の活動	H23から 新規
	19	生活排水対策	生活排水による下水道の整備等の促進、合併処理浄化槽の普及促進を図っていく	鎌倉市	H22	H26	○	合併処理浄化槽普及・促進						
処理体制の整備、変更に関するもの	21	施設設備に伴う分別区分の変更	循環型社会形成推進のための処理施設整備に伴う分別区分の変更	鎌倉市	H22	H26		区分の検討	新しい分別区分の周知、啓発					
処理体制の整備に関するもの	1	焼却施設延命化	焼却施設延命化工事	鎌倉市	H24	H26	○	建設工事					H22～H23 長寿命化 策定計画 H23 生活環境 影響評価	
その他	41	不法投棄対策	不法投棄防止の啓発とパトロール強化	鎌倉市	H22	H26		不法投棄防止の啓発						
							パトロールの強化							
	42	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物処理計画を踏まえた体制整備	鎌倉市	H22	H26		災害廃棄物処理計画を踏まえた体制整備						
	43	まち美化の推進	かながわ海岸美化財団等との連携によるまち美化の推進	鎌倉市	H22	H26		かながわ海岸美化財団等との連携による						

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考			
					22年度	23年度		24年度	25年度	26年度						
					開始	終了										
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	キャンペーン・イベント等	環境展の開催	逗子市	H22	H26							H20 2回開催			
									環境展の開催							
	12	出版物等による啓発	「CUZ(キューズ)」の発行	逗子市	H22	H26								H20年 1回発行		
											CUZの発行					
			広報紙及びホームページによる情報提供	逗子市	H22	H26								H20 広報誌15 回発行		
									広報紙及びホームページによる情報提供							
	13	説明会等による啓発	ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	逗子市	H22	H26								H20 随時実施		
											ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する					
			施設見学会の開催	逗子市	H22	H26									H20 19団体 (515名)	
									施設見学会の開催							
			環境教育(小学校4年生対象)の実施	逗子市	H22	H26								H20 市内 7校実施 (約400 名)		
									環境教育(小学校4年生を対象)の実施							
	14	家庭系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	不用品交換制度の実施	逗子市	H22	H26								H20 523件受 付		
											不用品交換制度の実施					
			ごみ減量化・資源化協力店制度の実施	逗子市	H22	H26									H20 80店舗登 録	
											ごみ減量化・資源化協力店制度の実施					
			資源回収奨励金制度の実施	逗子市	H22	H26									H20 57団体実 施	
									資源回収奨励金制度の実施							
			廃棄物減量等推進員制度	逗子市	H22	H26								H20 100名委 嘱		
									廃棄物減量等推進員制度の実施							
		資源物の毎週収集の実施	逗子市	H22	H26								H3から継 続実施			
								資源物の毎週収集の実施								
15	生ごみの減量化	生ごみ処理容器等購入費助成事業	逗子市	H22	H26								H20 82台助成 (通算 5,683台)			
										生ごみ処理容器等購入費助成						
		市立小学校の生ごみ処理機設置事業	逗子市	H22	H26									H21から 実施(1 校に設 置)		
										市立小学校の生ごみ処理機設置						
		大型生ごみ処理機購入助成事業(新規事業として計画)	逗子市	H22	H26											
								大型生ごみ処理機購入助成								
		市営住宅の大型生ごみ処理機設置事業	逗子市	H22	H26								H15から 実施			
								市営住宅の大型生ごみ処理機設置								
16	資源回収の推進	資源化品目の拡大と拠点回収の実施(新規事業として計画)	逗子市	H22	H26											
								拠点回収試行		資源化品目の拡大と拠						

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	平成	平成	平成	平成	平成	備考	
					22年度	23年度		24年度	25年度	26年度				
					開始	終了								
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	17	自主的な取り組みの 促進	市民グループへの支援・ 助成事業	逗子市	H22	H26							H20 1団体	
								市民グループへの支援・助成						
	18	事業系ごみの減量 化・資源化の促進	事業系ごみの適正処理に 向けた処理ルールの見直し	逗子市	H22	H26		検討	事業系ごみの適正処理					
			減量化及び資源化計画書 の提出の義務付け	逗子市	H22	H26							H20 対象25事 業所	
	19	総合的な取り組み	家庭ごみ処理の有料化	逗子市	H22	H26		検討	家庭ごみの有料化					
			ふれあい収集	逗子市	H22	H26							H20 延べ 6,100件	
												ふれあい収集の実施		
処理施設 の整備に関 するもの	2	焼却施設延命化	焼却施設延命化工事	逗子市	H23	H25	○		事業の実施					
	3	最終処分場延命化	転圧による延命化工事	逗子市	H22	H24	○	事業の実施						
	32	焼却施設の長寿命 化計画策定	長寿命化計画策定	逗子市	H22	H22	○	調査・						

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	鎌倉市
(2) 施設名称	鎌倉市名越クリーンセンター(基幹的設備改良事業)
(3) 工期	平成24年度 ~ 平成26年度
(4) 施設規模	処理能力 150t/日 (75t/日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有(発電効率 %) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収率 %) ・ <input type="radio"/> 無
(7) 地域計画内の役割	10年を超える延命化を図り、この間鎌倉市、逗子市の二市では広域の焼却施設の新設に向けて協議を進める。なお、CO ₂ の削減率は約6.8%を予定している。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	3,202,815千円
------------	-------------

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	逗子市
(2) 施設名称	逗子市環境クリーンセンター(基幹的設備改良事業)
(3) 工期	平成23年度 ~ 平成25年度
(4) 施設規模	処理能力 140t/日 (70t/日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有(発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有(熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	10年を超える延命化を図り、この間鎌倉市、逗子市の二市では広域の焼却施設の新設に向けて協議を進める。なお、CO ₂ の削減率は約 %を予定している。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラッグの利用計画	
---------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収率及び発生ガス量	
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	3,200,000千円
------------	-------------

施設概要(最終処分場系)

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	逗子市		
(2) 施設名称	逗子市一般廃棄物最終処分場(最終処分場再生事業)		
(3) 工期	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度		
(4) 処分場面積	総面積 7,950 m ²	埋立面積 7,950 m ²	埋立容積 50,880 m ³
(5) 処分開始年度 及び最終年度	埋立開始 平成 5年度 埋立終了 平成 24年度(当初予定)・転圧による延命化を図る		
(6) 跡地利用計画			
(7) 地域計画内の役割			
(8) 廃棄焼却施設解体工事 の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無		
(9) 事業計画額	129,350 千円		

施設概要(浄化槽系)

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	鎌倉市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を改善するために、市街化調整区域で単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽へ転換する際に補助金を交付することにより、法的義務付けのない、合併処理浄化槽の設置を推進する。
(4) 事業期間	平成 22 年度 ～ 平成 26 年度
(5) 事業対象地域の要件	市街化調整区域で下水道法による事業認可区域外の家屋
(6) 事業計画額	交付対象事業費 8,300 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 (43人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象事業費
5人槽	25 基(43人分)	基	8,300 千円	8,300 千円	8,300 千円
6～7人槽	基(人分)	基			
8～10人槽	基(人分)	基			
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	25 基(43人分) 改築を除く	基	8,300 千円	8,300 千円	8,300 千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

計画支援概要

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	逗子市
(2) 事業目的	環境クリーンセンター基幹的設備改良事業
(3) 事業名称	環境クリーンセンター基幹的設備改良事業に関する生活環境影響調査等
(4) 事業期間	平成 23 年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none">・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、施設変更届出を行うための生活環境影響調査を行う。・ 基幹的設備改良プラントメーカー選定にあたり、発注仕様書の作成等を行う。
(6) 事業計画額	11,163千円

計画支援概要

都道府県 神奈川県

(1) 事業主体名	逗子市
(2) 事業目的	環境クリーンセンター延命化工事のため
(3) 事業名称	環境クリーンセンター長寿命化計画策定事業業務委託
(4) 事業期間	平成 22 年度
(5) 事業概要	<p>環境クリーンセンターの詳細調査を行い、廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引きによる計画作成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 長寿命化計画の作成・ 概算設計 <p style="text-align: right;">など</p>
(6) 事業計画額	11,035千円

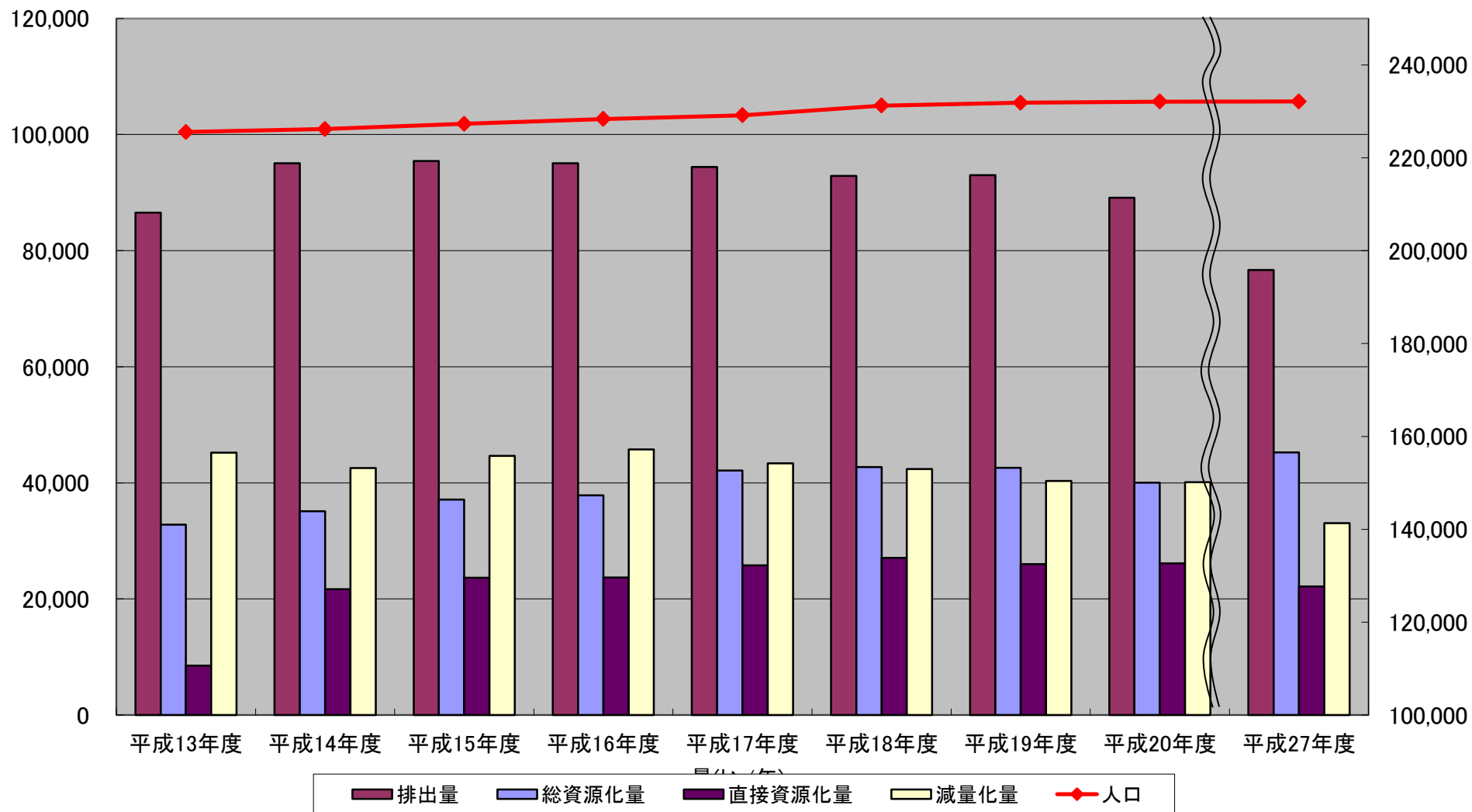
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 20 年度)

事業種別 事業名称	事業 番号	事業主体 名称	規 模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)							交付金対象事業費(千円)							備考			
							単位	開始	終了	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成		平成		
										20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	20年度	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
○ごみ焼却施設に関する事業							6,402,815				32,000	1,426,000	3,053,126	1,891,689	4,917,804				22,816	1,031,088	2,092,127	1,771,773		
							6,810,650	0	0	0		1,584,295	3,097,610	2,096,745	5,491,600	0	0	0				1,896,000		
名越クリーンセンター基幹的整備改良事業	1	鎌倉市	150	t/日	H24	H26	3,202,815					50,000	1,261,126	1,891,689	2,636,204					50,000	814,431	1,771,773		
							3,610,650					208,295	1,305,610	2,096,745	3,210,000						1,264,000	1,896,000		
環境クリーンセンター基幹的設備改良事業	2	逗子市	140	t/日	H23	H25	3,200,000				32,000	1,376,000	1,792,000		2,281,600				22,816	981,088	1,277,696			
○最終処分に関する事業							129,350	0	0	7,350	24,400	97,600	0	0	129,350	0	0	7,350	24,400	97,600	0	0		
最終処分場再生事業	3	逗子市	50,880	m ³	H22	H24	129,350			7,350	24,400	97,600			129,350			7,350	24,400	97,600				
○浄化槽に関する事業							8,300	0	0	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	8,300	0	0	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	
浄化槽設置整備	7	鎌倉市	25	基	H22	H26	8,300			1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	8,300			1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							11,163	0	0	0	11,163	0	0	0	11,163	0	0	0	11,163	0	0	0		
環境クリーンセンター基幹的設備改良事業に関する生活環境影響調査等	31	逗子市			H23	H23	11,163				11,163				11,163				11,163					
○施設の長寿命化計画策定に係る事業							11,035	0	0	11,035	0	0	0	0	11,035	0	0	11,035	0	0	0	0		
廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	32	逗子市	140	t/日	H22	H22	11,035			11,035					11,035			11,035						
合 計							6,562,663	0	0	20,045	69,223	1,525,260	3,054,786	1,893,349	5,077,652	0	0	20,045	60,039	1,130,348	2,093,787	1,773,433		
							6,970,498					1,683,555	3,099,270	2,098,405	5,661,448						2,543,356	1,897,660		

量(トン/年)

グラフ1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ(鎌倉市・逗子市)

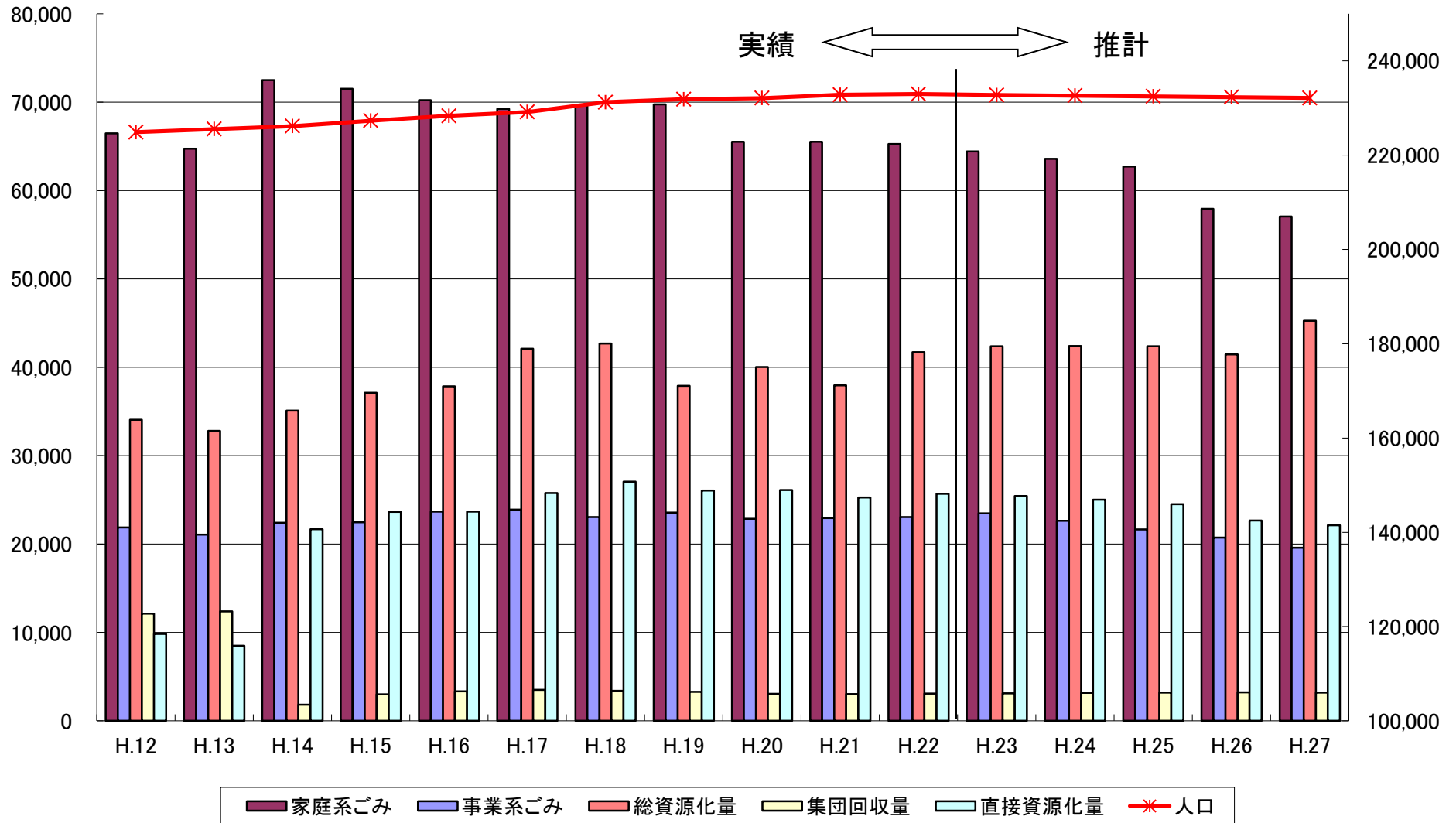
添付資料1-1
人口(人)



量(トン/年)

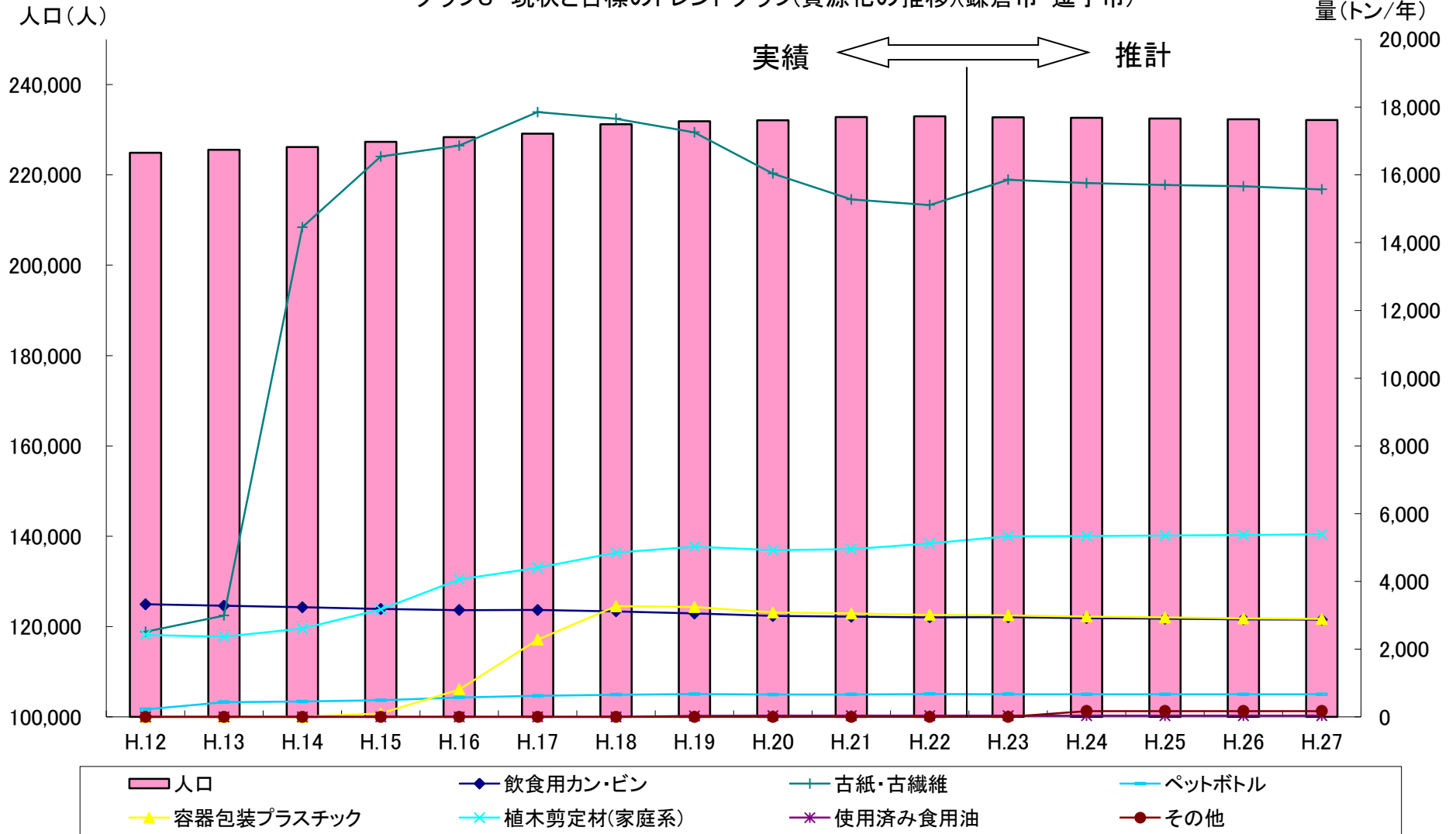
グラフ2 現状と目標のトレンドグラフ(ごみ量の推移)(鎌倉市・逗子市)

資料 1-2
人口(人)



グラフ3 現状と目標のトレンドグラフ(資源化の推移)(鎌倉市・逗子市)

添付資料1-3
量(トン/年)

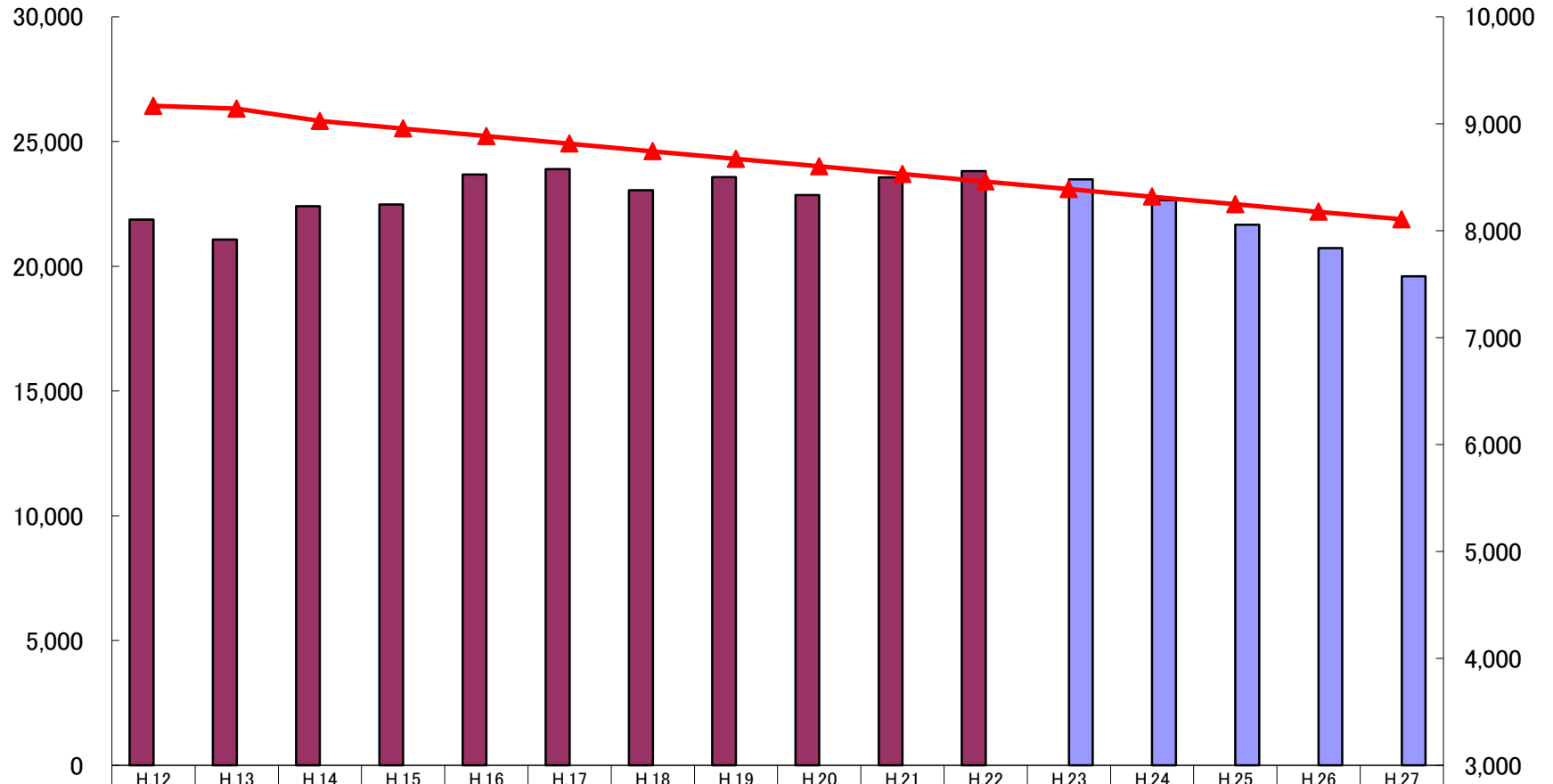


※植木剪定材(家庭系)、使用済み食用油、生ごみについては、鎌倉市のみデータ

事業系ごみ量(トン/年)

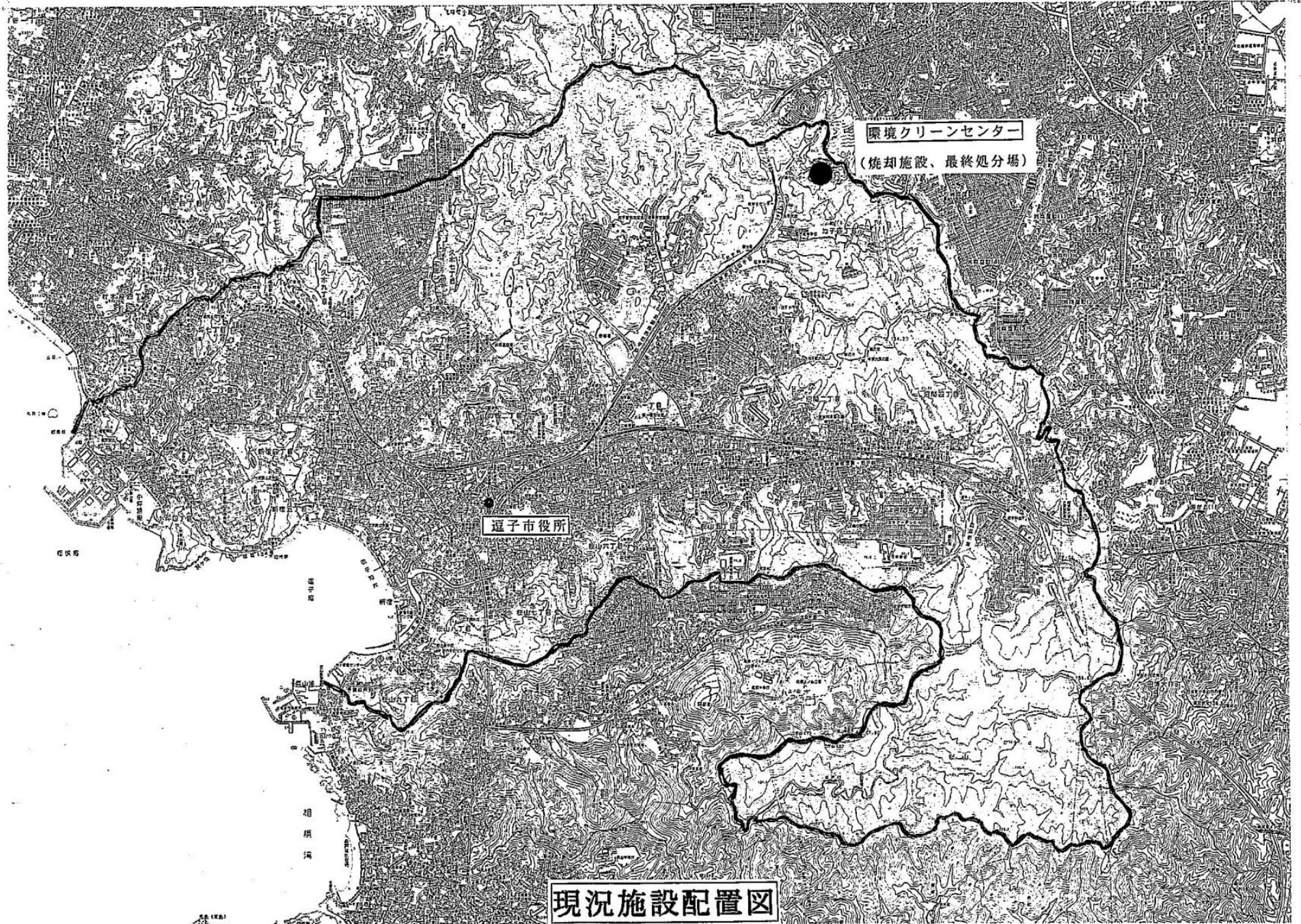
グラフ4 事業系ごみ量と事業所数の相関(鎌倉市・逗子市)

資料 1-4
事業所数(所)



	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27
■ 事業系ごみ量(実績)	21,872	21,070	22,405	22,477	23,672	23,895	23,048	23,574	22,858	23,564	23,814	0	0	0	0	0
■ 事業系ごみ量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,487	22,648	21,664	20,733	19,594
▲ 事業所数	9,167	9,140	9,025	8,955	8,884	8,813	8,742	8,671	8,601	8,530	8,459	8,388	8,317	8,247	8,176	8,105

■ 事業系ごみ量(実績) ■ 事業系ごみ量 ▲ 事業所数



環境クリーンセンター
(焼却施設、最終処分場)

亶子市役所

現況施設配置図

録倉市全図

生活排水処理施設整備構想

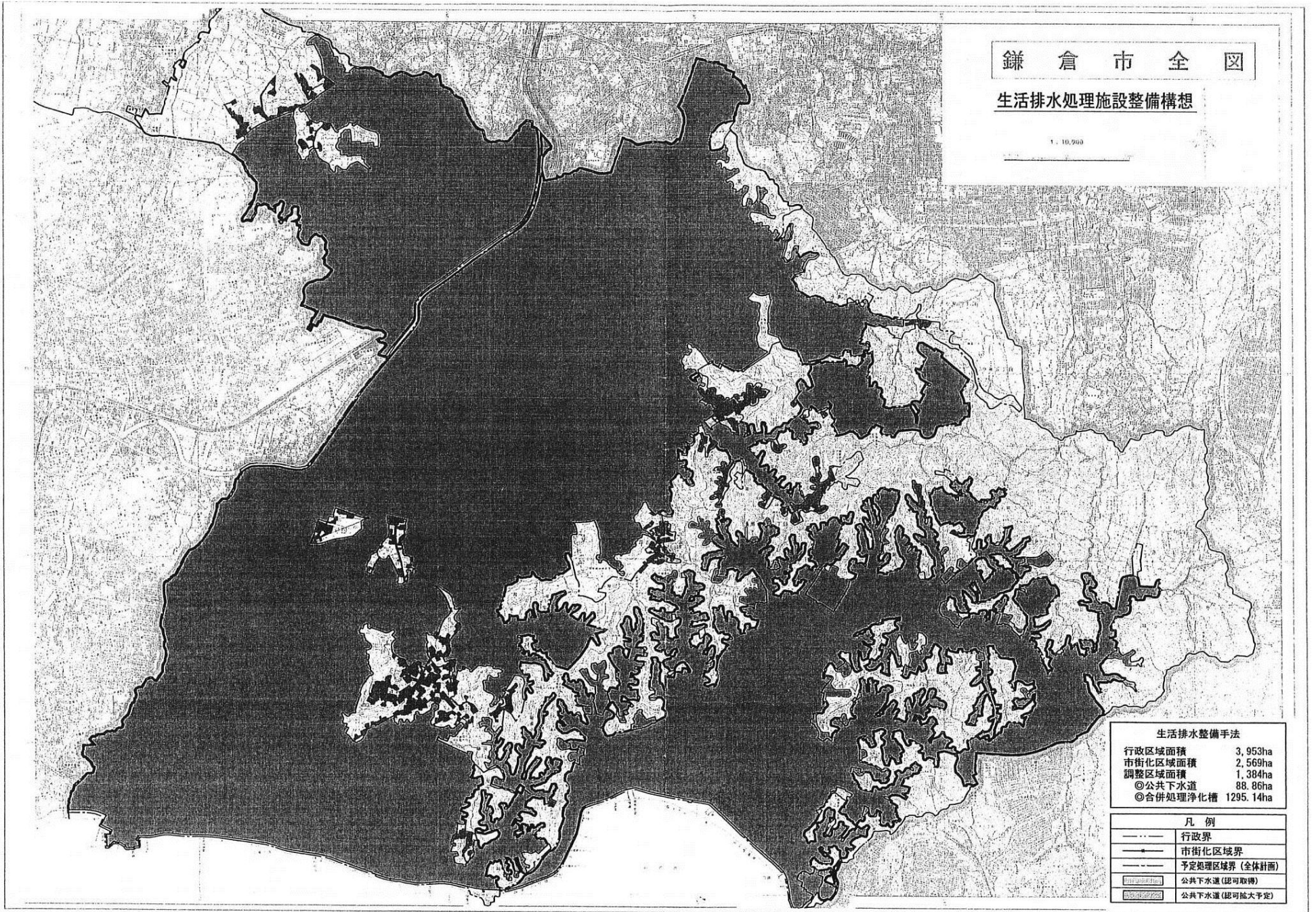
1:10,000

生活排水整備手法

行政区域面積	3,953ha
市街化区域面積	2,569ha
調整区域面積	1,384ha
◎公共下水道	88.86ha
◎合併処理浄化槽	1295.14ha

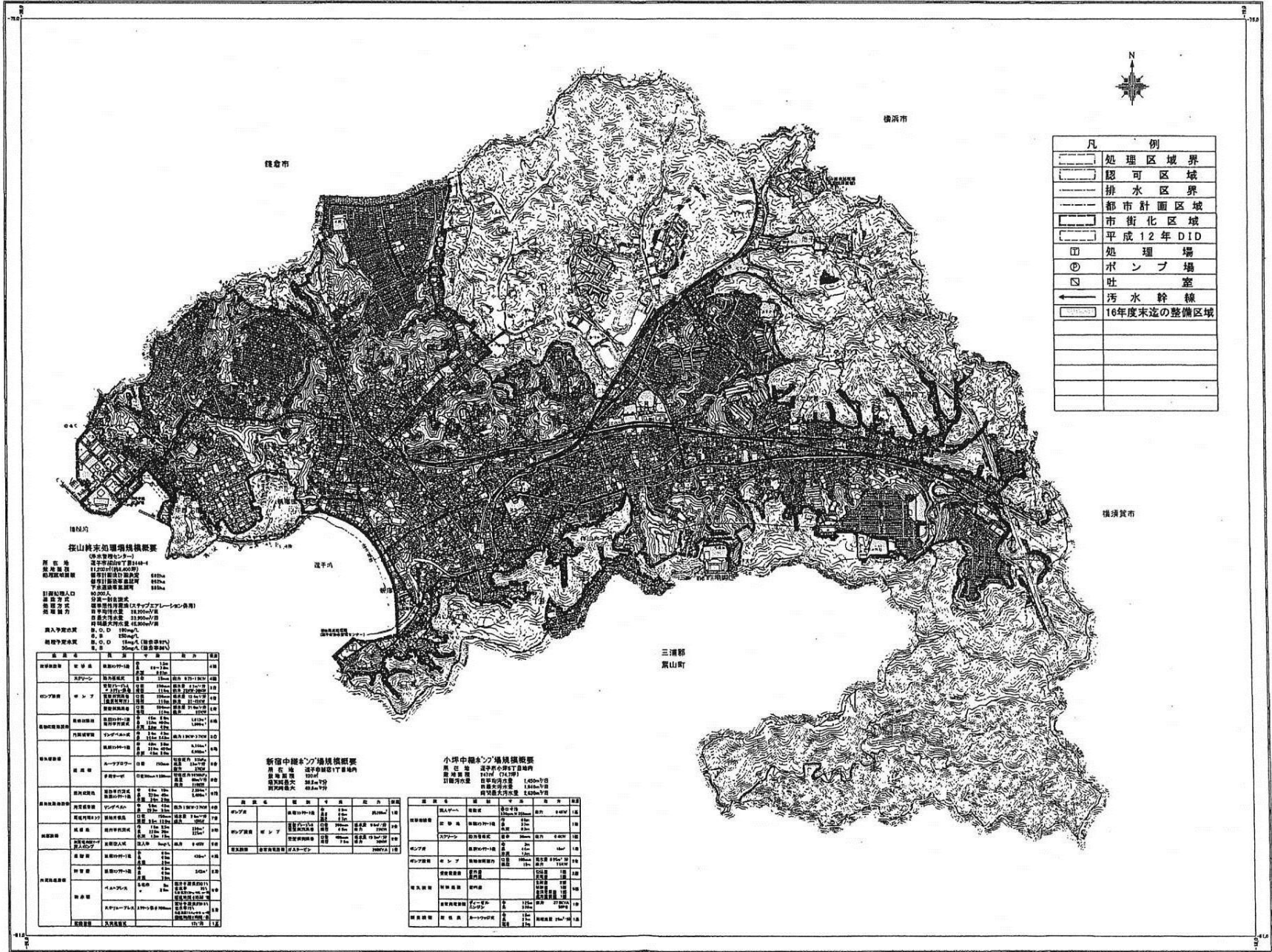
凡例

———	行政界
———	市街化区域界
———	予定処理区域界(全体計画)
◎	公共下水道(認可取得)
◎	公共下水道(認可拡大予定)



逗子市公共下水道計画図

汚水



凡 例	
	処理区域界
	認可区域
	排水区界
	都市計画区域
	市街化区域
	平成12年DID
	処理場
	ポンプ場
	吐
	汚水幹線
	16年度末迄の整備区域

深山峠末処理場規模概要
 (99.9%処理センター)
 所在地 逗子市深山峠4丁目4番地
 敷地面積 11,200㎡(約0.86ha)
 総処理能力 1,000t/d
 処理方式 活性汚泥法(2次処理)
 処理水量 1,000t/d
 処理水量 1,000t/d
 処理水量 1,000t/d

施設名称	種別	処理能力	処理方式	処理水量	処理水量
深山峠末処理場	活性汚泥法	1,000t/d	活性汚泥法	1,000t/d	1,000t/d
...

新宿中継ポンプ場規模概要
 所在地 逗子市新宿1丁目地内
 敷地面積 1,000㎡
 処理能力 1,000t/d
 処理水量 1,000t/d

施設名称	種別	処理能力	処理方式	処理水量	処理水量
新宿中継ポンプ場	ポンプ場	1,000t/d	ポンプ場	1,000t/d	1,000t/d
...

小坪中継ポンプ場規模概要
 所在地 逗子市小坪2丁目地内
 敷地面積 1,000㎡
 処理能力 1,000t/d
 処理水量 1,000t/d

施設名称	種別	処理能力	処理方式	処理水量	処理水量
小坪中継ポンプ場	ポンプ場	1,000t/d	ポンプ場	1,000t/d	1,000t/d
...

資源物とごみの分別区分(鎌倉市)

区分	品 目		市民 分別	品 目		行政 分別	分別 合計	
資源物	飲食用カン		1	スチール		1	1	
				アルミ		2	2	
	飲食用ビン		2	無色		3	3	
				茶色		4	4	
				その他		5	5	
				生きビン	一升ビン	6	6	
					ビールビン	7	7	
					スタイニービン	8	8	
					ウイスキービン	9	9	
				その他	10	10		
	ペットボトル		3				11	
	植木剪定材		4				12	
	紙パック		5				13	
	ミックスペーパー		6				14	
	紙類	新聞		7				15
		雑誌・ボール紙		8				16
段ボール		9				17		
布類		10				18		
容器包装プラスチック		11				19		
使用済み食用油		12				20		
ごみ	燃やすごみ		13				21	
	燃えないごみ		14	解体サッシ		11	22	
				込ニューム		12	23	
				銅		13	24	
				真鍮		14	25	
	危険・有害ごみ	蛍光管		15				26
		乾電池		16				27
		体温計		17				28
		スプレーカン、カセットボンベ		18				29
		割れたビン・コップ・陶磁器 刃物類・鏡・板ガラス等		19				30
粗大ごみ		20				31		

資源物とごみの分別区分(逗子市)

区分	品目		市民 区分	品目	行政 分別	分別 合計	
資源物	あき缶		1	スチール	1	1	
				アルミ	2	2	
	あきびん		2	無色	3	3	
				茶色	4	4	
				その他	5	5	
	ペットボトル		3			6	
	紙類	新聞		4			7
		雑誌		5			8
		段ボール		6			9
		飲料用紙パック		7			10
		ミックスペーパー		8			11
	布類		9			12	
	容器包装プラスチック		10			13	
	乾電池		11			14	
ごみ	燃やすごみ		12			15	
	不燃ごみ		13			16	
	粗大ごみ		14			17	

※ なお、将来的な広域化を目指し、鎌倉市・逗子市のごみ質の調整を進めていく予定です。